

平成23年第5回(6月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成23年6月13日(月曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成23年6月13日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 児玉 助壽 君 | ・環境政策について<br>・堆肥センター問題について<br>・町政運営方針について                                      |
| 3 | 林 光政 君  | ・防災訓練について<br>・町人口の減少対策は  |
| 3 | 内藤 逸子 君 | ・震災対策を見直し、安全なまちづくりを<br>・山有損害賠償訴訟に対する町の対応について<br>・鶏糞発電事業に係る諸協定の厳守と住民と共存できる企業活動を |
| 4 | 竹本 修 君  | ・町政運営方針について  |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君      書記 島岡 武 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....日 高 昭 彦 君	副町長	.....山 村 晴 雄 君
教育長	.....佐 藤 賢 一 郎 君	会計管理者・会計課長	.....篠 原 浩 君
総務課長	.....吉 田 一 二 六 君	総合政策課長	.....諸 橋 司 君
農林水産課長	.....押 川 義 光 君	農村整備課長	.....横 尾 剛 君
建設課長	.....村 井 俊 文 君	上下水道課長	.....新 倉 好 雄 君
農業委員会 事務局長	.....杉 尾 英 敏 君	教育総務課長	.....吉 田 喜 久 吉 君
生涯学習課長	.....橋 本 正 夫 君	税務課長	.....永 友 好 典 君
町民課長	.....黒 木 秀 一 君	環境対策課長	.....三 角 博 志 君
健康福祉課長	.....佐 藤 弘 君	代表監査委員	.....三 角 巖 君

---

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで、町民課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町民課長（黒木 秀一君） 議案37号の補足説明の中でですね、誤りがありましたので訂正をお願いいたします。補足説明のですね、資料15ページをお願いいたします。中ほどのですね、2款2項1目、一般被保険者高額療養費を、1,205万3千円と説明申し上げましたけど、1,205万2千円の誤りでしたので、大変申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（山下 壽君） 日程第1「一般質問」を行います。議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順といたします。

まず、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い質問いたします。

最初に環境政策、1点目、口蹄疫発生後の川南町を取り巻く畜産環境の現状は、埋却地にかかわる河川、海洋等水質汚染が懸念される中、畜産復興の美名のもとに、未処理堆肥の散布や消毒薬の垂れ流し等が旧態依然としているが、その対応策を伺いたい。

2点目、通浜地区の旧ハマユウユニット跡地の有価物堆積集積場なるものは、建屋解体に伴って排出された瓦れきを1年以上放置し、袋にこん包した有価物を6カ月以上滞貨させた上に、町外から新たに古タイヤや袋にこん包した有価物を搬入し積み上げていますが、廃棄物処理法等に抵触していないのか、また衛生面に問題はないのかを伺いたい。

3点目、宮崎県と川南町は平成16年稼働の鶏ふん焼却ボイラー発電事業建設に伴い、山本地域周辺住民に対し、公害をなくし住みよい環境と住民の安全確保のための最善を尽くすと確約していますが、建設前12年、建設後7年、約19年間周辺住民は悪臭公害に苦しんでいます。早急に確約を履行すべきではないのか。

次に、堆肥センター問題について、川南町が立会人となり堆肥センター利用組合と山有との間で締結された基本契約書及び覚書により、川南町は被告となり、同契約の補償条項に関する当事者として支払い義務があり、債務不履行による損害賠償請求を山有からされているが、議会は基本契約書及び覚書について本会議で議決承認したのかを伺いたい。

最後に、町政運営方針について。

政策の柱、予算ゼロ事業の具体案及び新生川南町をつくるピンチをチャンスに変える具体案を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。

まず1番目の、口蹄疫後の畜産環境問題についてでございます。現在、約半分の牛で51%、豚で42%の農家が経営を再開しております。

畜産環境につきましては、家畜疾病や畜産環境、住環境の観点からも適正な使用頭数、適正なふん尿処理が必要であります。特に、畜産ふん尿処理につきましては、家畜排泄物法に基づき適正に処理することが義務づけられておりますので、今後も徹底して指導してまいりたいと思います。現在の再開している農家につきましては、県や畜産協会等、関係機関との連携をとりながら農場を巡回し、個別指導を行ってまいります。

2番目に、ハマユウニットの件でございます。

御指摘のとおり、昨年6月にハマユウニットの建築物が解体され、コンクリート、木片、いわゆる瓦れきが放置されているという苦情が出ております。所有者さんに対しまして、早急に撤去されるよう指導し、高鍋土木事務所、高鍋保健所と連携して指導しているところでございますが、経緯につきましては、御指摘もありましたとおり昨年の8月に所有者を高鍋土木事務所呼び出し4者で協議を行っております。4者は保健所、町、所有者ということです。そのときにおきましては、早急に撤去するという回答をもらっておりますが、現在に至っております。途中で、12月には重機でコンクリート、木片を寄せ、そこに新しくフレコンバック、古タイヤが置かれております。これにつきましては、新富の所有者が、大阪の会社に土地を賃貸契約を行ったということにより運び込まれたものであります。

そういうフレコンバックの中身は、廃プラ、ビニール等になっております。これは東南アジアに輸出するために一時置き場ということで、実際動きがあるかどうかを巡回しておるところでございます。古タイヤにつきましては、現状といたしましては引き取り先のめどをつけ、撤去について最終調整中であります。

御指摘のように、現在1年経過しておりますが、まだそういう状況にあります。高鍋保健所とも連携をとりながら、本町でも巡視を行い、指導をしているところでございます。

3番目の質問、山本地域の悪臭環境問題についてでございます。

山本地域からMBRの既存施設からの臭いについての苦情が寄せられております。そういう苦情が寄せられた場合、その都度現場確認を行い、事業所に対して対策をとるよう指導をしておるところでございます。

現在確認しますと、事業所側も消臭剤を活用するなど、いろんな対策は実施しているところでございますが、それでもやはり不十分と思われる部分がありますので、今後とも具体的な消臭対策を打ち出してもらうよう要請するとともに、そういう水分の高い鶏ふんの水分調節を、調整を既存施設で行わないよう引き続き要請してまいります。

4番目に、堆肥センターの問題であります。

現在は裁判所からの和解勧告を受けております。それを真摯に受けたいと思っております。現在、和解条項について会議を行っているところでございます。和解後の施設の利用につきましては、堆肥化センター再構築を考えております。

今後は、施設を利用する農家数の正確な把握や、事業計画について検討していきたいと思いますが、困難であるならほかの可能性も模索していきたいと考えております。

最後に、私の町政運営についての御質問であります。

まず、予算ゼロというのは、ゼロ予算事業と言いますのは、お金がない中でその名のとおりでございますけど、お金がない中で住民と職員が知恵と力を出し、地域資源を活かして取り組む、予算を組まない事業ということであります。

これまで、私がともに勉強をさせていただいた事例の一つで申しますと、農業者と漁業者がともに一品を持ち寄り、夢を語り合う場として設けました「川南の四季を食べる会」が、皆様の御理解と御協力により、児湯5町の鍋合戦に発展したと、そういうイベントに発展し、現在では全国にも広がっていると、そういうことがこのゼロ予算事業を考えるきっかけになりました。

今後考えられることは、地域住民のこれはソフト事業でありますので、地域住民の連帯感、結束力をもとに、ともに助け合うという共助の精神による地域協働組織づくり、また今言われております自主防災組織への展開などが考えられます。

また現在、役場の職員と町民と私を含めた、町民との距離をできるだけ縮めて一体感のある自治体を目指しておりますので、庁舎内外でのあいさつ運動もしております。今後多くの人からアイデアを募りながら、さまざまなゼロ予算事業に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、ピンチをチャンスに変える新生川南のことを聞かれましたけど、御存知のとおり、昨年の口蹄疫で本町は大きなダメージを受けました。しかし、町民の結束力と全国に対する川南町のPRというプラス要因もいただきました。

今後は、町民が一丸となり農商工連携6次産業化を見据えた商品づくりに取り組み、そして川南に来てもらい、川南の生活そのものを体験してもらい、そのような観光の仕掛けなど、新しい川南を創造し一つずつ実現させることで、町民一人一人が実感できる新生川南をつくり上げたいと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 今の第1問目ですが、土壌、水質、悪臭等環境汚染を引き起こす旧態以前の家畜のふん尿の処理も問題であります。これは今回11年前も口蹄疫の感染原因が解明、確定されていないのに、消毒何とか言われているけども、消毒を受けておらん野放しの、感染率の高いと思われる野生のシカやイノシシの感染の事例がないのに、家畜の病原となるウイルスの侵入を遮断するためと、根拠のないことを県や町が言うわけじゃが、これ大量の消毒薬を使用し用排水路に垂れ流しということのほうが、これは家畜ふん尿の不適正な取り扱いより深刻な問題じゃと思っておるじゃけん、そこら辺どう考えとりますか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問に対しまして、担当課の農林水産課長に補足説明をさせます。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、昨年は未曾有の口蹄疫という被害が生じまして、すべての農家さんが石灰を多量に散布されたり、自己防衛ということで強酸、強アルカリの消毒剤を散布されたということで、一生懸命自分の家畜を守ろうとしたわけですが、我々としましては、現在落ち着いた状態の中で、この消毒のあり方というのをもう一度見直しをしているところでございます。

したがって農場の入口あたりの散布、これがプール方式のものをつくられた農家さんが結構いらっしゃいましたけども、そのプールの水をどうするのかというのが、非常に御指摘のとおり問題となるということで、我々としましてはプール方式でなくってできるだけ細霧方式、下から横から上から農場の入口に入る場合は細霧方式で、こういう消毒をやっているということでやっている次第でございます。

ちなみに、議員が言われたように国・県からこの消毒の徹底というのは、根拠のないことではございません。あくまでも、いろんな専門家の根拠に基づいて我々に指導をいただいておりますので、先ほど御指摘のありましたようなことは、まあ、ないかというふうに思っております。

いずれにしても、この環境をきちんと保持し守っていかねばならないというのは川南町の絶対的な責務でございますので、我々としましても今まで使った強酸よりも強アルカリの1,000倍液、2,000倍液で消毒を徹底するように、畜産農家を指導していきたいということとともに、よく飛散します石灰につきましても入口のみの消毒という形で、環境に配慮した形で進めてまいりたいというふうの思っております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 消毒槽やなんやら水やなんやら、雨が降ったらどこに向けて流れていきよるか知らんけども、終末処理の排水は適正にされてるんですか。

消毒はいいというちょっとけど、一番消毒しとる畜産試験場と家畜事業団が一番先にでとったがよ。で、今回も11年前も感染源が確定されておらんとに、何でそういうことが言えますか。

いいですか、この大阪湾で終末処理の放流水で、消毒ちゃんとされとつとが放流されとるが、生態系に影響を及ぼして、貝毒で人的被害が出ている報告もされておりますが、昨年、この口蹄疫が猛威をふるうた6月は、通山地区では川水で犬が下痢したり、3軒の家でその湧き水で金魚が死滅したり、海ガメも3頭死んであがっておるわけじゃが、薬は反対から言えばこれはリスクになるわけじゃが、当然副作用が出て、これは家畜もストレス障害でやられると、つまり薬とリスクともろ刃の剣なんですよ、消毒薬は、消毒処理は。使用と処理を誤れば、生態系、環境を破壊して、社会全体にリスクを負わせることになったがよ、使用と処理の適正化を図っていくべきではないのか。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えしたいと思います。

児玉議員が今おっしゃるとおりのことでございます。私たちも生態系をいかに保持するかというのは、当然考えるべきことでありますし、ただいま言われたように、いろんな悪影響があっちゃいかんということは、肝に銘じて私たちも考えているところでございます。

そういう中で、今申しましたとおり、消毒薬もごく自然に帰りやすいものをやると、なぜアルカリで今お願いしているかと言うと、結局、酸素による酸化をして中和していくという作用を利用しながらやっていこうと、そしてプール方式のところも結局泥が入ることによって薬品の効果が薄れていくと、そういうことで長く置いてあることであんまり効果がないと、そういうようなこともありますので、先ほど言いましたように細霧をやるということでやっているところでございます。

もちろん、今言われたように薬品を使うことが、体の免疫性を低めていくんじゃないかというのは、当然あることでございますけれども、逆を言いますと、それが結果的にウイルスを入れないということにもつながっていくと、ですからもろ刃の剣と言われればそうかもしれないけれども、やはり我々としてはウイルスを入れない方法をとりたいと、その中では、やはり今のようなことをやっていくしかないということが現実でございます。

それから片方では、まあ、ヨーロッパ諸国でアニマルウェルフェアというのを自粛しております。ところが日本の国土では、このアニマルウェルフェアはなかなか難しい、と言うのが、四季を通じていろんな条件が違いますので、日本ではやっぱり先ほど言われますような免疫性を高める飼い方というのは研究しておりますけれども、今の段階でヨーロッパ型と同じことをすることは無理だというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） まあ、自分が守るですわなあ、あの消毒薬を使えば。それで消毒薬で臭いが抑制されることもないし、周辺に配慮してあるというそういう意識という、それを改善することはできんと思うわけやけんどね消毒薬では。

次に、ハマユニットの件じゃけど、聞かんことを答えられてるけんど、これは廃棄物処理法に抵触していないか、衛生面に問題はないかというふうに聞いとったちゃけんど。

○町長（日高 昭彦君） 今の件に関してお答えいたします。

詳しいことは担当課長に説明していただきますけど、廃棄物処理法に関しては現在のところは、最初の建物を壊して解体したというその時点については、よそからの持ち込みもなく、まあ、家屋が朽ち果てたという状況等をみなすということで、そのときにはそれには抵触していないと聞いております。

衛生面に関しまして、現在はタイヤが積まれております。まあ、蚊の発生も懸念されるところでありますし、確認はされておられませんけど、今後そういう地下水とか周りのことも考慮に入れる必要があるかとは思います。

詳細につきましては担当課長に補足させます。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

まず、廃棄物処理法に違反していないかという点でございますが、不法投棄という意味におきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございますが、基本的に個人あるいは事業所におきましては、自分の所有する土地内におきまして、きちんとそこを管理清掃しなければならないというようなことになっておりまして、今の現在の状況につきましては、そういう瓦れきを積んだ状態になっているということから、不適切というふうに思っております。

それから、衛生面での問題であります。先ほど町長も申しましたとおり、タイヤを今2,000本以上積んでいるというような状況でございます。この梅雨の時期を迎えまして蚊の大量発生というのが懸念されております。これにつきましては、早急に撤去していただくように、こちらのほうで搬出先を探しまして、そこで蚊の駆除の管理をしていただくということでの撤去場所のほうも御案内したところであります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 私は適正か不適正かは聞いておらんわけですよ。法に抵触しているかしとらんかを聞いておるわけですよ。適正じゃなかったら、法に抵触しておるから適正じゃないとじゃろがね。

有価物は3カ月以上滞貨させたら産業廃棄物になって、それはあんたも知っととじゃろう。瓦れきは1年半以上放棄したままじゃわ、その上に盛り土で隠ぺいしとととやが、それが法に抵触しとらんとね。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

議員のおっしゃるように、現状は廃棄物処理法に抵触している状況でございます。しかし、先週、高鍋保健所のほうに事業をやっておられる大阪の林物産という会社の管理人の方ですけども来られまして、かぶせている土につきましては早急に撤去しますということのお返事をいただきまして、また、フレコンバックに入った廃ビニール、廃プラスチックは、近いうちに輸出が再開するように決まったということでお話をいただいております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 法に抵触しておって、県も町もそれを確認しておって、県に十分すぎるほど指導を仰いで、指導結果が悪質業者を放任する隠ぺい工作をさせておるといのは、これは驚いたのうちゅうような。今後これは町住民もこういうことを指導していく考えですか。

○環境対策課長（三角 博志君） 瓦れきの上に土を覆いかぶせているという行為自体のことであろうかと思いますが、その行為自体は非常にいけないことでございますので、早急に撤去するように指導を行ってきた結果、先ほど申しましたように、すぐに撤去しますという回答を得ております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 最近、南方系の昆虫が日本にも各地にも飛来しておるとい報

道がされておるわけですが、当然これは南方系のマラリアなんやを媒体する蚊の発生も否定することができない時代になっておるわけですが。また、放置されておる古タイヤで火災の事例もあります。こういう町外から搬入された不法放置された産業廃棄物化した有価物で、町内住民が不利益をこうむっていいわけはないと思うわけよ。法に抵触しているのに、県の指導を仰ぐ必要がありますか。

しかるべき法的処置を講じれば済むことであって、あとは裁判所の判断に従えばいいだけのことじゃないですか。

**○環境対策課長（三角 博志君）** 児玉議員の御質問に再度お答えしたいと思います。

タイヤにつきましては、確かに今、蚊の発生が大変懸念されているところであります。これはあくまでも有価物として、今現在事業を行っております林物産のほうで購入をしてきて置いているというようなことから、所有権はそちらにございまして、こちらが処分するとかいうようなことが現在まだできない状況にございます。

それで、現在通浜に近いところ、住居の非常にたくさんあるところに積んであるというような状況でございますので、それを別の場所に移転をしまして、そこで管理していただく方に蚊の駆除を行っていただくというようなところの了解を得まして、早急に搬出していただくようお願いしたところであります。

以上でございます。

**○議員（児玉 助壽君）** この山本地区の問題であります。いろいろ町長は言われたけど、一言、確約書は履行されておるか、されておらんかで聞いておるわけですが。履行されておるんですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 御指摘のとおり確約書が出ておりまして、町といたしましてもその中身については十分MBRについても協議しながら指導をしているところでございます。中身につきまして多少の食い違いがあるところは存じております。

詳細につきましても、また環境対策課長に補足をお願いいたします。

**○環境対策課長（三角 博志君）** 平成15年の12月に環境保全協定というものが締結をされております。また、地区の方々には同日で確約書というものが出されております。

確約書のうち、臭いをもう出さないというような部分につきまして、協定書に基づいてない、一部協定書どおりになっていない部分がございます。そのことにつきましては、町のほうから協定書どおりに進めてくださいということ、これまでに再三お願いをしてきたところでございます。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 山本地区住民は、悪臭公害で19年間苦しんでいるのに、県と町は確約書でお茶を濁し、住民の健康で文化的な生活環境を確保する環境基本法で定める地方公共団体の責務を放棄しておるわけじゃが、これは住民が納税義務を回避して滞納してもええことにならないですか。

○環境対策課長（三角 博志君） 今御指摘のように環境対策法、それから悪臭防止法等ございまして、何人もその公害で迷惑をかけてはいけないというようなふうになっております。我々もそういう意味におきまして、事業者の方々と一緒になってその防止していく義務がございますので、その義務を今後より果たしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） いいですか、住民は納税義務を怠って滞納したらペナルティがつくとですよペナルティが、延滞金という。執行部にそんなペナルティがありますか。町は自分の職務怠慢を追及されないように、期限設定のない、つまりノルマのない確約書でごまかしていることが、結果で証明されておるが。

ほんで町長に伺うが、民間企業ではノルマがあるわけですが、この町の行政業務においてノルマ意識が必要であるかないかを伺います。

○町長（日高 昭彦君） 今のことに関してお答えいたします。

民間企業ということでございましたけど、当然町においても、今後は具体的な数字としては上がっておりませんが、今後はやっぱりそういう数値目標なり、自分たちの進むべき道というものは取り組むべきだと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） ノルマ意識が必要との答弁でありましたので、この確約書でのノルマは何年、何月まで果たすのか伺いたい。

○環境対策課長（三角 博志君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

いつまでにノルマを果たすかという期限の設定でございますが、私どもも一刻も早くそのような状況にしたいと思っておりますし、それを望んでいるわけですが、ここで期限を切るということはなかなか申し上げにくいことでございます。

と言いますのも、起業を実施したいというものがございまして、そこを協議しながら進めていく必要があると思っておりますので、そのように、まあ、我々の履行どおりに進めていくことが困難ではないかなというふうにも思っております。

以上です。

○町長（日高 昭彦君） 今の質問にお答えいたします。

いつまでにとのことですが、確かに今、環境対策課長が申しましたとおり、今ここではいついつというのは明確には言えませんが、本当に今後関係者一同で考えながら努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 納税義務は期限があるとですよ。お隣の木城町では人口が10年ぶり増加に転じたと、先月宮日で報道でありましたが、まあ、人はこの木城町の住宅奨励金などの金銭面の補助だけで住む場所を選ぶわけじゃないとですよ。同町が、木城町がこれまで取り組んできた、子供を育てやすい環境づくりが功を奏したものだと思っておりますが、それに比

較して、我が川南町は一步足を踏み入れるとごみが散乱し、悪臭がする、もう町内外住民からひんしゆくを買うとつとやが。子育てにほど遠い環境の、不健康的で非文化的な生活環境のもとで、川南町の人口は10前より約800人減って、坂道を転げるような減少の一途をたどる、とどまるどころを知らんわけですが。

商店街は軽トラ市でにぎわいで、一躍ときの顔となって、全国的に知名度は上がりましたが、土地の評価額は県内トップ2の下のほうですよトップも、下落率トップ2になっておるわけですが。軽トラ市以外は、もう商店街は閑散としておるわけですが、今までの川南町の環境政策のつけによるものではないのですか。これを打破するような環境政策を打ち立ててくださいよ。

**○町長（日高 昭彦君）** 今御指摘のとおり、環境問題については我々としてもこのままでいいとはいっさい思っておりませんし、いろんな努力をしてまいっているところでございます。なかなか簡単に答えが出せない現状ではありますが、本当にまちとして覚悟を決めて少しずつ、一歩ずつでも進んでいこうと思っているところでございます。

含めまして人口対策につきましても、当然子供たち、今後の将来を任せるべく子供たちに対する施策も考えながら取り組みたいと思っております。

以上です。

**○議員（児玉 助壽君）** 時間の都合がありますので、私の勝手をお許しいただきまして、町政運営方針を先にやらせていただきます。

事業を計画して執行する場合に、予算が伴わんゼロ円事業はほとんどないわけですよ。しかし、予算がゼロでも人の知恵は、創意工夫は無尽蔵であるわけです。

この現在の川南町の逼迫した財源の中で、その知恵やアイデアを活かすも殺すも町長の裁量と才覚にかかっておるわけですが、実現すればピンチをチャンスに変える提案として、今度1,534万円投資し整備する32町歩の広大な広さの川南牧場は、21年度実績利用者が約17軒で放牧牛が75頭、1軒あたりの放牧牛5頭と利用率も低く、放牧の需要がほとんどなくなつとるわけですよ。

畜産再建のためといって採算性、費用対効果を度外視して、税金を浪費しようとしています、そんなのは辞めて川南町の全体が元気になるような、例えばソフトバンクが今建設を計画しているメガソーラー事業等を誘致したほうが、川南町はもっともっと元気になると思うのですが、そういう考えないですか。

**○町長（日高 昭彦君）** ゼロ予算事業を含めまして川南牧場のこと、メガソーラーのことを聞かれましたけど、まずゼロ予算事業につきましても、本当に、まずできることを始めていき、その中で成功体験を積み上げながら本来の事業に関しましては、当然ゼロ円ではできませんので、そこでいろんなものを培いながら新しい事業については集中して予算をつけていくという覚悟は決めています。

メガソーラーにつきましても言われるとおりでございまして、今後、特に原発の問題もあ

りますので、自然エネルギーについては大きな注目を集めているところでございます。本町としても、今後については積極的に前向きな考えをしております。現在、敷地は農業大学校ではありますが、川南町の土地ということでそういう計画も持ち上がっているのが現状です。

村上牧場に関しましては、農林水産課長に補足説明をさせます。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり村上牧場の利用度が減っているということは確かでございます。これには、ただ長い間の経過がございます。

現在の村上牧場の牧草なりが、非常に牛の好まない牧草になってきていると、そういうようなことからやはりその草地改良をしたいということで、ことし予算化しております。ただ、御指摘ありましたとおり、じゃあ、牧場をすべて開放してメガソーラーにしたらどうかという御意見は、御意見として承りますけれども、本来我々の今進むべき道という川南町の置かれた立場では、やはり農業の推進というのは、これは欠かせない現状があるというふうに、私は思っております。

その中で、やはり村上牧場の有効活用を図っていくことは十分考えてまいりますけれども、現在すべてをかなぐり捨ててほかの産業にということ、これは本末転倒ではないかというふうに私は思っております。

○議員（児玉 助壽君） 今までそういうことをしてきたから人口が減ってきたわけじゃないですか、ちっとは既成観念を捨てて取り組まんなあ、今までどおりのことをやっとならって川南町に元気がでますか。

メガソーラー建設を進める、この自然エネルギー協議会を本県など19道県とソフトバンクで7月に協議会を設置するごとなったっちゃが、日照条件やら広大な用地に恵まれた川南牧場の地の利を活かしてもええと思うわけじゃけんど、まあ、今後これは東日本大震災の影響で自然エネルギーの需要が増加することは目に見えているわけですが、これらの事業に対する補助、制度事業も充実するわけでありましたが、これらを活用し、口蹄疫で逼迫していた町の財政、疲弊した地域経済を立て直すのに、これはピンチをチャンスに変える千載一遇の機会と思っておるわけですが、いつまでも古い考えにしがみついておって、川南町の発展がありますか。

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員の御指摘のとおりでございます。いろんな考えがあって、過去にいろんな事業を行ってきたと考えているところでございますが、やはり現時点で打てるべき手が見つかるならば、考える力があるならば、また新しい方向を探していくべきだと考えております。

本当にメガソーラー太陽光発電及び川南においては、風力も考えられると思います。具体的な数字が今ここでは出せませんが、今後早急に検討していく姿勢であることだけは考えておりますのでお伝えいたします。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この口蹄疫復興後の事業を絡めて、自然エネルギー特区の申請など、他の自治体に先駆けて時代に即応した政策立案も立てていかんといかんのじゃないのですか。幾ら知恵を出しても熱意と実行力がなければ、なんも実現せんとですよ。

畜産が基幹産業のまちですから、牛や豚を増やすのも結構でしょう。しかし、牛と豚はふん尿は出すけど、知恵は出さんとですよ。知恵を出して将来町の宝、財産となる町の人口を増やす、そういうことを考える時代になってきておると思うとですが。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりでございます。繰り返しになりますけど、先ほどの太陽光発電に関しましては、まずは小学校、中学校をはじめとする公共機関、公共施設で取り組むべく構想を持っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） さっきも私の質問じゃ、基本契約書、覚書が議会で承認されているかという質問でありましたが。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

議会議決につきましては、基本契約覚書については議決事項でなく、まあ、議決という段階は経ておりません。ただ、平成13年4月から、13年6月まで特別委員会が組織されまして、議会の中でも考え方、進め方についてはこの中で議論されまして、現地調査も行かれたということでありまして、基本的な方向性につきましてはこの中で議論されたとは私は認識しております。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時56分休憩

.....  
午前10時06分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） 特別委員会に承認されたと理解されたから承認されたと思うちゅうような発言じゃったが、何年役場の職員をしとつとね課長。委員会で決まったことでも本会議で否決されることがあるとですよ。何年役場しよつとか。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど特別委員会で協議をされたということで、決議されたということは言うてはおりません。ただ、この中で審議はされたというふうに私たちは説明をし、まあ、審議をされその方向性で進むということで、話をずっとしながら進めてきたということでございますので、まあ、特別委員会ではそういう経過を経ましたという私の認識を申し述べたわけでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 時間がのうなって、こんなこつを不毛な議論になるけど、はっ

きり言うところ、課長、議会の議決があつて行政業務全部成り立っていくのが役場の仕事じゃがね。あんた、勝手な認識でものを進めてもろうたら、何でんかんでんあれじゃね。この損害賠償訴訟が起きた原因、だれの責任でこういう原因がおきたのか、町長1カ月ばかり勉強したがわかるとるのか。どう考えておりますか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の点についてお答えいたします。

どこに責任があるかということでございますが、我々としては執行部と議会で協議して推し進めたと認識しておりますので、そういう両者がそういう考えを持つべきだと思っております。補足については、農林水産課長にさせます。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

平成9年からこの誘致に関しては視察、あるいは実験いろんな過程を経てきました。で、その最終段階としまして議会にも御相談をし、考え方を述べ、そして最終的に14年の6月だったと思ひますが、利用組合に対しての補助の条例可決と、まあ、そういう手順は踏んでまいったというふうに考えております。

そのことから、やはり誘致から立地、そして運営まで含めると9年目を迎えておるわけでございますけれども、結果的にはその間、堆肥センターが誘致されたこと、運営がされたこと、これはまぎれもない事実でございます、その間の議論というのも当然あつていられるわけでございます。議会の中でもたびたび一般質問がでてまいつておりました。

そういうことから、今となつて見ればいろんな問題になっておりますけれども、やはり基本的な柱は議員もよくおっしゃるとおり、環境をよくしていくための一つの手段であつたということだと私は思っております。

○議員（児玉 助壽君） 答えになつたらんがね。何が原因で、誰の責任で損害賠償訴訟問題がおきたとかと聞きよるがね。

○農林水産課長（押川 義光君） 再度御質問にお答えしたいと思います。

損害賠償の根幹は処理量が少なかつたというのがこの損害賠償の根幹でございます。そこに行きつくまでの経過なり、そういう話をいたしましたところでございますが、直接的には処理量少ないことに対する損害賠償ということで、この損害賠償請求は出てきたわけでございます。

○議員（児玉 助壽君） 質問にちゃんと答えてくれんにゃ、時間もねえちゃけんどもよ、基本契約書は議決で承認されたか、誰が原因で、誰の責任でこういうような難がおきたとかを聞いてとつちやがよ、何遍も聞かすんな。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時12分休憩

.....  
午前10時12分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を続行します。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

損害賠償の相手ということで、利用組合と川南町ということで被告になっておりますので、相手方の主張といたしましてはそこに原因があるというふうに見て申し立てをしているというふうに思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 利用組合員の責任か町の責任か、歴代の町長の責任か、山有の責任か、それを聞きよっとですよ。

○農林水産課長（押川 義光君） 先程から申しますとおり、町長も申しました、私も申し上げているとおり、もろもろの責任だということで理解しております。

○議員（児玉 助壽君） これ当初の訴訟の、そういう責任のなんも原因もないのに、2億4,000万円の訴訟問題がなんで起きよっとですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 確かに平成21年の12月に山有からこういう申し立てがあつて、被告としまして川南町なり利用組合が被告として、この訴訟があがってきたわけですが、現在はそれを議員も言われたとおり、先ほど2番目の質問でありましたとおり裁判所でその判断を、すべての先ほど言われた基本契約、覚書、すべてを判断した上での和解の勧告というのが裁判所から今出ている状況でございますので、そこを注目して、やはり私たちは前に進まざるを得ないということで、今考えているところでございます。

そこを合理的に判断したのが、やはり今言われました裁判所が判断しているという現状でございますので、それに対してはやっぱり御理解いただきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 理解できんかい質問しよったけど、なんで町が一方的に1億250万円払う羽目になったかですよ。町はこの基本契約書の中で当事者にはなっておらんじやないか立会人にはなっておるけれども、町が契約不履行した、なんかあつて、そんなことですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 我々も、当初のこの書類、公害防止協定もろもろの書類と我々がずっとやってきた過程、あるいは山有の事象、すべてのものを裁判所のほうに申立書準備書面という形で提出しております。当然こちら側の主張もやっております。

先ほど山有側からの2億4,000万円というものがあつたけれども、こちらはこちらなりの最大限合理的な考え方で裁判所に書類を提出し、戦つてまいりました。

ただ、結果的にそういうことを、もろもろのことを相手の主張、こちらの主張いろいろ吟味されて、最終的に今現在裁判所が勧告書ということで出してくれているわけございまして、そして1億250万というのは、あくまでも山有を撤退いただく、そして建物を買い取る代金として1億250万という線が、今裁判所から勧告されているわけございまして、今現在我々としては、このまま私たちの主張を貫いて最後まで裁判を続けるのか、それとも裁判所からの和解勧告をきちんと受け止めて、ここで解決して新たな道を進むのか、その岐路にたつているわけございまして、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 利用価値もないその堆肥舎を、なんで町が買い上げんとならんとね。

この資料を見ると平成14年度の12月から3月分の、なんか消えておるがどういう訳ね、こりゃ。

○農林水産課長（押川 義光君） 済みません、14年12月から15年の3月までの何がと言いますと、申し訳ありませんがその部分の何がというのが、なんかちょっとわかりづらいものですから教えていただきたいと思います。

○議員（児玉 助壽君） 無駄な時間を使わせようとしとるけんど、補助したがね、12月の議会で決まって1、2、3って予算をつけとるがね。

○議長（山下 壽君） 暫時休憩します。

午前10時19分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き再質問を続行します。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員の御質問に再度お答えいたします。

議員にお配りしました山有に関する経過の中の、14年度の処理量について14、15まとめて表示しているようでございます。14年度の12、1、2、3月のトータルにつきましては、これについては処理量とあわせまして、14年度から処理1トン当たりの補助をしております。その分が資料にもれているということからの先ほどの御指摘だというふうに思いますので、ここの部分につきましては後日議員のほうに提出いたしたいと思いますので、御了解いただきたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 監査委員、そげんことができるとね、この14年の予算が、15年の9月の決算認定で認定されたものが15年の予算の中に繰り入れられますか。監査委員そういうことが川南町はできるとですか。

○代表監査委員（三角 巖君） ただいまの質問でありますけれども、この問題につきましては14年度の分が、これは新たに出すと担当部署が言っておるわけでございますので、出していただければ14年度からそういった補助が議会で決議されて、支出されておるということとでございますので、それでいいんではないかと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 何年監査しておるか知らんけど、14年の予算で処理されたものが15年の予算に繰り入れられるはずはねえじゃねえね。決算認定しとつとよ14年の予算で、そういうばかな監査しよったら辞めた方がいいですよ。どこにそげんな、役場の会計でそういうことができるんですか。

○代表監査委員（三角 巖君） ただいまの質問でありますけれども、既に決算認定が議会においてされた案件でありますので、監査委員としての職務からも外れておるといったようなこととありますので、意見については差し控えさせていただきたいと思っております。

○農林水産課長（押川 義光君） 先程から申し上げております山有に関する経過という、こちらが作りました資料に14年度漏らしていたということでございまして、あくまでも決算書を提示してその中にその部分が抜けてきていたということではございません。ここの資料に14年度を漏らしていましたことは、誠に申し訳ないと思っておりますが、先ほど申しましたとおり、後日その数字をきちんと議員のほうに御報告いたしますので、それで御理解願えればというふうに思っております。あくまでも決算書に抜けているということではございませんので、その部分は御理解願いたいと思っております。

○議員（児玉 助壽君） 押川君に言うておるが、特別委員会は百条調査と一緒にやど、こういうを出しよったら、お前偽証罪ど。

これはちょっと聞くけれども、これは利用組合の特別委員会、平成14年5月31日に利用組合役員が覚書に補償にかかわる文書を入れたら後々問題になると言ったら、当時の町長は、町議会が基本契約、覚書すべてを承認しているから問題ありませんという約束をしておる、町が面倒みるような。これは事実ね。

○農林水産課長（押川 義光君） 児玉議員が今おっしゃられた部分というのは、恐らく昨年の10月14日に利用組合の総会を行いました、そのときの議論だと思っておりますが、その段階なのか、それとも14年5月31日段階のことを昨年、一昨年の議会での答弁の話なのか、その確認をしたいと思っておりますが、まあ、その真意としましてはやはり裁判に損害賠償請求、川南町も被告として挙げられていると、そのころの経過なりを見てのその当時の町長の答弁というふうに私は思っております。

○議員（児玉 助壽君） 議会が議決承認もしたらんとに、町長が約束できますか。

○農林水産課長（押川 義光君） 先ほどの約束という話になりますと、恐らく次の段階では昨年の10月14日臨時総会が利用組合でございました。そのときの議事録の中で、損害をあるけれども結果的に、それを努力するという表現で前町長が言われたというところはございます。すべてを迷惑をかけないというようなことじゃなくて、やはり努力するという形で答弁され、現在に至っているというふうに考えております。

○議員（児玉 助壽君） 14年の5月31日も、全然当時の町長が、議会が基本契約、覚書すべてを承認しているから問題ありません、大丈夫です、心配ありません、農家に一切責任は求めませんと、利用組合の組合長は言うとするが、それあんたが否定したらんわけだが事実だったとやろうがね。ほいじゃから、課長は言うた言わんじゃの言いよるけど、そげんな言うた言わんの問題で裁判所は1億250万の大金を町に出せというわけがねえじゃないですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 裁判所としまして、恐らく言うた言わんの話を何遍やっても同じだというのは私たちによく言われることとございまして、裁判に携わって見まして、やはり客観的に事実、平成9年からずっとやってきた、で、書類がこのようにあると、そういうことをもろもろのことを客観的に事実に基づいて判断されているというのが裁判所だろうと私は思っております。ですから言った言わんの話を裁判所のほうでやっていることはご

ざいませぬ。

○議員（児玉 助壽君） あんたたちが前々町長と前町長がそういう約束をしたから、物証があるから裁判所が認めたでないでしょうか。それがなかったら1億円もの銭を出せというのは言えんはずじゃが。俺は今度もずっと調べてみたら、この基本契約書も14年の12月の補助を終わって、3月も補助をつけて、で、利用組合の補助金でがんじがらめにして、基本契約書を結ばせとっちゃがね、あんたら。

これは明らかに前町長と執行部の隠ぺい体質と背任行為で起きたこれは損害賠償問題だと思ふとる。

町長、これを不問に伏して予算を提出しよったら、恐らく町長にも累が及ぶことを忠告して一般質問を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、林光政君に発言を許します。

○議員（林 光政君） 緊迫した児玉議員の質疑に対して私は、ちょっと軽いような気がいたしますけどもお許しいただきたいと思ひます。

質疑に入る前に一言ごあいさつとお願いを申し上げます。と申しますのも、私こういう場に立つのは、もちろん初めてのことでございます。きょうを含めて今後、支離滅裂ともとれるようなことをお尋ねすること多々あると思ひます。議長、町長、課長、傍聴席の方々、そして議員の皆様方お聞き苦しいときには、どうかお心広く、御理解いただきますようお願いを申し上げますして質問に入ります。

通告のとおり質問に入ります。町長にお尋ねいたします。

質問事項一つ、防災訓練について、質問の要旨といたしまして1、2、3、4点ほどあげておりますが、関連しておりますので、提案理由を申した後、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

質問の要旨一つ、一部津波避難道と場所の見直しについて。

提案理由、この一部と申しますのは、通浜一般の県道山川の斜面の擁壁に沿って既存の階段状の避難道のことでございます。幅約1メートル弱、大体目測でございますけども60センチから70センチぐらいじゃないかなと思ひますが、登り口には背丈ほどの雑草また雑木が生い茂り、それらしき標識もありません。

5月12日に行われました平成23年度産業建設常任委員会の現地調査の折、すべての調査が終了し、最後は漁港でした。役場への帰り道だったものですから、我々委員と車に乗りあわせておられました課長さんたちに現場をずっと見ていただきました。皆さん口々に、ここは大変な場所と言っておられました。とても避難道とは思えない、子供、高齢者の方々はとても登れるような場所ではないと言っておられました。現地を見ていただき、町長の一考をよろしくお願ひいたします。

要旨の2、避難場所の再検討はということです。

提案理由は、一部の人の声なんですけれども、通浜の場合は改善センターより通浜小体育

館か、通山公民館別館のほうがよいということです。これは一目瞭然で、場所的に位置が高いということに尽きると思います。

要旨の3、避難訓練回数の見直しについて。

提案理由、年1回より年4回程度はどうかと私は考えております。これは、身についた習慣というものは、私が申すまでもなく自然に体が覚えているものでございます。「備えあれば憂いなし」この一言に尽きると思います。

要旨4、伊倉、松原地区の訓練がもし行われていなかったならば、行う必要があるのではないかと、提案理由、これは今の3番とまったく同じで、「備えあれば憂いなし」ということです。

防災訓練に対するまとめを、私としてちょっと書いてみたんですけども。

東日本の大震災の津波、もちろん原発も含めますけれども、恐ろしさは世界中がピリピリとしております。自然災害はいつ起こるかわかりません。カラー版で、ここは海拔何メートルというような表示、標識、ハザードマップ等、そのようなものを地区住民の方々と話し合いを持ちながら、早い段階の取り組みをお願いいたします。出来上がったならば、役場とかはもちろん学校、人が集まるような場所に立てたり置いていただいたらよいと思います。

質問事項の2、町人口の減少対策はということです。

少子高齢化というものが叫ばれてもう随分となりますけれども、私その質問の要旨として企業の誘致についてお尋ねいたします。

提案理由、私が今回の選挙で訴えた一つに、若者が安心して定住できるまちづくりもあります。それは働く場が大事だと考えているからでございます。久しぶりにあった若い人たちと話をしながら、これはちょっと言葉が方言になりますけれども、「今どこにおっとね」と尋ねたりしておりました。「おじちゃん、川南は働くところがなかなかねえもんじゃかいなあ、今高鍋に住んじょつとよ」という声を耳にいたしました。

どうか、川南町に若い人たちはもちろん、皆さんが安心して定住できる、働き場をと訴えて、私の一般質問、ちょっとこの場での質問を終わります。後よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 林議員の質問にお答えいたします。

防災対策についてということで、大まかにお聞きしておりますが、御承知のとおり川南町もいろんな災害を想定しております、過去にもいろんな訓練をやっております。ただ、今までの想定は大雨、台風、地震ということで想定をしております、御指摘のとおり東北の今回の大震災により、その大幅な見直しというのは早急に迫られているのを職員一同感じております。

まず1点目の、避難道についてでございますが、私も実は見せてもらいましたけど、確かに御指摘のとおり、あの階段状の避難道につきましては非常に急なものでありまして、高齢者とか子供さんにとっては非常に困難な状況をきわめていると思います。

そういう災害が想定されます地域のすべての町民、限られた時間内に避難できるように、

今後につきましてはできる限りの対策をとらせていただきたいと思います。とっております。

2番目はそれに関連したことでございますけど、現在津波で被害が想定される地区は、当然海岸沿いの通浜地区、伊倉地区、あと浪掛、今回の東日本クラスになりますと、それを考えますと平田川沿いにあります高森、松原地区が想定されると思います。特に、通浜は人口が非常に密集しておりますので、緊急な対策と防災計画の見直しが迫られると感じております。現状の避難場所につきましては、高森、松原等は運動公園を想定しております。

先ほども申しましたけど、通浜地区におきましては、これまでは台風とか大雨、地震、今までの感覚でいきますと通浜の体育館、正式には漁村健康増進センターということで、それと改善センターですけど、通浜の体育館ということで対処できるものとする部分があったのですが、今回を見まして、やはりあそこだけでは適当でないという認識を持っております。

地区が限定されますので、こういう大災害につきましては、もう少し避難場所についても柔軟に対応していく必要があるかと思っております。要するに津波に関しては、遠くに逃げるよりもまず高いところ、そういうことが今回でわかりましたので、1番目の質問と重なりますけれども、避難道を含めまして、高く行ける方法を今後とも検討していきたいと思っております。

3つ目の避難訓練におきましてですが、御指摘のとおり1回よりも4回と、それは住民の方々の認識どのくらい残るかということですので、数は少ないより多いほうがいいと思っております。ただ、その中身につきましては、数だけに限るのではなく、その津波の規模を想定して避難する、それぞれが避難経路を確保するそして熟知をする、地域全体で取り組むことが重要だと考えております。

特に、先月行いました介護が必要な方、要援護者避難訓練におきましては、津波が到達するであろう、前回の震災で早いところで数分と言われました。そういう到達するであろう時間内に避難された方は約半数でした。そういうことも含めまして、今後は避難場所とか避難の種類だけではなく、やっぱり当然、それに時間的な要素を加えて再検討をする必要があると考えております。

4番目につきまして、先ほども重なりましたけど松原、伊倉、高森地区のこと、当然今までも海岸沿いの伊倉につきましては、消防団等協力をいただきまして避難訓練をしているところでございますが、今回の規模を想定しますと、高森、松原地区においても緊急な対策を講じ、そして広報活動もやっていくべきだと考えております。

5番目の、そういうハザードマップ、そういう地図があるのかということですが、現在におきましては以前つくりましたものがございますが、そのときの想定では津波の高さは3.5から5メートルということ想定しております。

今、国のほうも指針を出すということですので、県とも協力しながら早急にその対策に取り組んでいるところでございます。なるべく早い時間帯にそういうのをお出しでき、皆さんとともに検討していけたらと思っております。

最後に、人口減少について、企業誘致の件で御指摘をいただきました。

人口減少につきましては、やはり地域の経済を成り立たせるために、できれば増やしたいという思いが十分ありまして、それに関してはいろんな方策があるかとは思いますが、今回の御質問に関して申しますと、企業誘致に関しては、川南の東京川南会とか近畿川南会、東海川南会そういう機会あるごとに企業誘致についてのお願いをしているところでございますが、残念ながら平成15年度の企業誘致を最後に現在に至っているという現状だと伺っております。

最近の話でいきますと、平成21年に野菜加工場ができるということで、町といたしましても誘致活動を行ってきたところでございますが、残念ながら西都市に決まったということでございます。平成22年度に村田製菓が事業を拡大しまして第二工場をつくるということでありまして、県の誘致企業として認定されました。

繰り返しになりますけど、やはり大事なことであります。工業団地の空き地もありますので、これからも県と協力して誘致企業に関しては努力してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議員（林 光政君）** 本当申し訳ございません。町長の今説明でいろいろわかったんですけど、私は物事をするには、やっぱり地域の住民の方との話し合いが一番だと思います。

今、こじれております、さっき児玉議員がおっしゃっていた山有の問題が一番頭に残っていると思いますけども、この二の舞を踏まないような、最初から足元を固めて取り組んでいただきたいとそう思います。

そして、また話は変わりますけど、今度の大震災において想定外のことがいっぱい起きています。堤防として築いていた堤防がその上を越えてきたとか、そして北上川とか最上川なんかも49キロぐらい、なんか上に上がったとか、けさのラジオでちょっと聞いたんですけども、水位がなんか30メートルとか40メートルぐらいまで上がったとか、要するに今までの皆さんが考えていたことよりも、非常に想定外のことが起こっております。そういう面も十分考慮していただいて、いろいろな指導も含めて物事の準備にあたっていただきたい、私はそう思います。

いろいろと条件もあるかと思いますが、私が今申したようなことも一応頭に入れていただいて、その実現に向けて取り組んでいただきたい、私はそう思います。

まだ時間がいっぱいありますけれども、私は何せ初めてのことでありまして、大体趣旨がわかっただけなら私はこれで良しと、私は思います。よろしいでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 今御指摘のありましたとおり、先月行いました要介護者の避難訓練におきましても、実は、事前に通知をして役場からバスを出して、それでも通山の公民館、小学校のところに行くのに半分の方しか所定の時間に来られなかったという事態がございます。要するに、そういう災害が発生した場合は、例えば役場であろうとも消防団であろうとも、迎えに行つて避難誘導するというのは時間的に難しいと思います。

御指摘のとおり、そのために地域の方々と常に連携をとって、隣近所のそういう組織をもって、まず逃げていただくと、その後については我々も消防団も警察もいろんな形で、その後の処置についてはいろんな対応ができるかと思えます。そこに行くまでには、本当に今まちが抱えているいろんな問題がございますが、まずはもう一度地域をつくりなおすと、冒頭にもうしましたけど、そういうのを含めたそれこそ私の目指すゼロ予算だと思っております。もう一度、そういう地域に生きる者の誇り、すばらしさをいろんなところで、今後とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議員（林 光政君） 町長も、伊倉、松原地区は運動公園ということをおっしゃいましたけども、とりあえず災害は山崩れ等も、地震ですからあると思えますが、とりあえず水を想定した場合は高いところに避難するというのも、私は大事だと思うんです。これは日ごろの訓練もやっぱり大事だと思っておりますので、伊倉、松原地区を日ごろから運動公園という方向づけじゃなくて、隣近所が高い山がありますので、またそれなりの広い道路もつくってあります。そちらのほうを利用して、要するに一番近くて安全な場所に避難をする、こういうことを日ごろからやっぱりやっていただきたい、私はそう思っています。最後に運動公園に落ちていて集まってもらうとか、いろいろな川南の場合は高台がいっぱいありますので、近いところに避難する、やっぱりそういうことも指導の一つじゃないかなと私は思っておりますが。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりだと考えております。

冒頭にも申したかと思えますけど、そういう災害に関しましては本当に柔軟に対応していただくことが一番大事だと思われまます。

今の林議員の御指摘のように、例えば伊倉地区でありましたらすぐ坂の上に登ると、ありますので、浪掛地区も運動公園に行くよりは近いところがあると、そういう繰り返しになりますけど、そういうことを地元の方々と一緒に、地域内でいろんな形で自主防災組織も含めまして、話し合いをした後にいろんな形で連携をとっていただけたらと考えております。

以上です。

○議員（林 光政君） 通浜の場合は、津波だけならいいんですけど山崩れ地震が並行しておりますと、やっぱり山崩れが心配です。高い山がありますね。で、そのことも頭に入れながら、今度は津波のことも考えにゃいかん。津波は日向灘で発生した場合、大体10分ぐらいで来るといふ、この間からテレビとか新聞とかでも私は見たんですけども、今一番通浜では津波となったときに、一番危険に思うところは県道から、さっき私が言ったガードになっている一番低い通浜の人たちが大谷川という小さい川があるんですけど、港の北側に、あそこが一番低くて、あそこが常に通っております、人間が。だから多分あそこに逃げたほうがいいのかというふうな考えが、多分にあると思えます。で、もしそこを通過して避難した場合は、一番危険ですあそこは。

だから、そんなところが避難の日ごろの訓練で、できるだけそこは通らなくて、近い道から高いところに逃げる、避難するとそういう指導も呼びかけを地区の人たちに、役員等に言っていただいて日ごろからの話し合いを持って、それを行動で実際体験していただきたい、そういうことを進めてもらいたいと私はそう思っております。あそこが一番低いものですから、川があって、一番水が集中してくる場所なんです。台風の時でも、あそこ岸壁を通り越して大きな波が入ってきます。津波なんか特にひどいと思いますので、そういうところでよろしく御検討のほうをお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 何度も、いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。

通浜地区におきましては、これまでも毎年9月の防災月間をはじめ、いろんな形で避難訓練に積極的に参加していただいております。今回は5月にもやりましたし、本当に誰もがあの3月を見てしまえば、やっぱりできることは、今するしかない、こちらのほうもいろんな形で対応しているところでございます。

人用につきましても、民生委員の方々、消防団、そしてやっぱり隣近所でそういう自治会組織という、林議員が言われましたとおり、本当に地域の良さをもう一度見つめ直して早急にそういう体制をつくる考えでございます。

以上です。

○議員（林 光政君） いろいろとありがとうございます、お答えを。その実現に私希望を託して、私の質問のすべてを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山下 壽君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。

第一問は、防災計画の見直し、安全なまちづくりについてです。

東日本大震災は大変大きな被害をもたらしました。連日のように悲惨な被害の内容が報道されるもとの、川南町は日向灘の震源地を抱えているだけに、あのような地震と津波が起きたら、通浜や伊倉、平田川沿いはどうなるのか、どこに避難すればいいのか、津波への不安と対策に関心が高まっています。

私は、町民の皆さんのそのような不安にしっかり応える町政を実現することが求められていると思います。川南町の防災計画を見直すことです。

現在の川南町の防災計画は、平成9年の宮崎県地震被害想定調査報告書をもとに策定されたものです。それを見ますと、例えば津波の高さは4.45メートルという想定です。そして津波によって浸水するのは、漁港や海岸線だけで、住宅地などが津波による被害を受けることは想定されていません。

ですから、まず、今の防災計画を、東日本大震災のような大規模地震と津波を想定した計画に見直しを図ることを強く求めます。特に、地域の皆さんの意見をもとにした「津波防災マップ」をつくることを強く求めます。

公共施設の耐震化についてです。

川南町内の学校の校舎や体育館について、これまでも耐震化工事を行なっています。国の耐震化基準がありますが、建物の耐震性はどうなっていますか。川南町のハザードマップでは、小中学校や公民館、保育所が避難場所として指定されていますが大丈夫なのでしょうか。

どのようにすれば地域住民に知らせることができるのか。「災害に強いまちづくり」ができるのか。今回の大震災の中で、想定外ということがたくさん出ています。自然災害に対する町長の認識を伺います。

次に第2問、山有損害賠償訴訟に対する町の対応についてです。

平成14年3月本町が誘致した山有の堆肥センターが住吉の町有地に立地し、同年11月操業を開始しました。川南町の畜ふんの処理を目的に、鹿児島市の下水道処理汚泥から培養されたYM菌を媒体にして畜ふんの適正処理を行うという山有の方式を受け入れたものでした。

しかし、畜ふんの処理数量は当初計画にはほど遠く、平成14年以降18年3月まで足かけ4年間、総額1億900万円の利用促進補助を行い、事実上企業支援を行ってきました。

その後、山有は町内の畜ふん処理という誘致目的に反し、事業所系食品残渣、焼酎かす等の協定外物件の取り扱いを行い、これに対する厳正な対処など議会審議を経過してきました。そうした矢先、平成20年12月利用減少を名目に1億6,700万円余の損害請求、さらに21年12月、2億4,000万円余の損害賠償訴訟に至ったものです。

私は、協定外物件の取り扱いを認めた協議書の破棄、損害賠償訴訟の不当性を追及し、町が毅然として対応するよう求めてきました。山有のこうした行為に対する、町と畜産農家の企業不信に加え、昨年4月に発生した口蹄疫により、山有への畜ふん処理は皆無となりました。

山有は、訴訟の非を認め取り下げをすべきだと考えますが、平成22年9月第4回公判以後和解交渉が行われていたことが報告されています。そこで質問したいのは、新たに就任されました日高町長のもとで、堆肥センターの目的や訴訟事件問題をどう見られておられるのかであります。

1つは訴訟原因の不当性と町の確固たる態度についてです。2億4,000万円余の損害を受けたとする訴訟原因が、基本契約書の歪曲と、みずからもたらした鶏ふん制限にあることは明らかです。その考えを町と利用組合の答弁書に明記しており、裁判の中にどのように主張し、和解交渉に生かされているのか重要です。訴訟原因に対する町長の認識をお聞きします。

2つには口蹄疫発生後の利用の変化と和解問題です。

本来損害請求の原因がくずれ、町と畜産農家に対する山有の敵対行為が非難されるべきものでした。昨年12月以降の和解交渉に示されているように、山有の損害金請求はくずれ事業撤退に係る施設譲渡に転じているのは、いかに畜ふん訴訟の道理がなかったかを示しています。今日、口蹄疫発生による山有の事業継続が困難な状況のもとでの和解交渉です。畜ふん訴訟の不当性を踏まえて、和解の条件を示すことが重要だと思います。

3つに、撤退による施設の買収と利用問題です。

口蹄疫被害もいずれ復興され、本町において畜ふん処理は重要課題です。住吉の山ろく地帯での畜ふん処理の適否については、議論のいる問題だと思います。関係地域では今日なお山の立地に賛同していません。施設の活用の問題は白紙から始めるべきです。

第三問、鶏ふん発電事業に係る諸協定の厳守と、住民と共存できる企業活動についてです。

ブロイラー鶏ふんを償却して発電を行なう「みやざきバイオマスリサイクル社」、通称MBRが川南町登り口に立地、平成17年7月操業を開始して6年近く経過します。児湯食鳥、日本ホワイトファーム、丸紅畜産など県内の商社系400農場から13万2,000トンもの大量の鶏ふんを集め、電源として焼却されます。搬送や焼却発電による騒音や大気汚染だけでなく、MBR創業以前にこの地で行われていた鶏ふんの発酵処理等の悪臭が完全になくなるにか注目されてきました。

この地域では、昭和年代から行われている山下商事の鶏ふんの間処理と最終処分、平成6年の宮崎環境保全農協、通称宮環の鶏ふんの炭化と発酵処理が行なわれてきました。

こうした既存施設の取り扱い鶏ふんはMBR操業とともに、すべて発電原料に移行することになりました。既存施設に起因する悪臭が消えるというのが、事業推進者の説明であり、地域住民が同意した理由でした。

また、ブロイラー事業を行なう農家と食肉企業にとって安定生産のために鶏ふんの適正処理は欠かせない課題です。本来は排出現場で適正処理がなされるべき課題です。13万トン余の鶏ふんを県内全域からこの地に集める以上、滞貨の起きない対策は不可欠です。ところが、いまだに水分調整の名目で既存施設で滞貨を繰り返しています。これに便乗している既存施設事業者と指導・改善を怠るMBRの責任が問われると思います。

こうした問題点について、私は本会議において町の適切な措置を求めてきました。3月議会には山本地域環境保全協議会による議会請願も行なわれ、本町の環境改善の大きな課題になっています。新しく就任された日高町長のもとでMBRと関連事業をどう認識され、対応されようとしているのか次の点をお聞きします。

1つは、MBRの施設の拡張について立地協定に基づく町との協議や、地域住民への説明と合意が基本ではないかという点です。現在の施設北側の緑地帯に貯蔵ヤードと称する施設の拡張を行っています。町に対し施設拡張の目的について申請があり、町は立地協定に照らし、どう判断し許可されたのか。また地域住民への説明と同意は欠かせないと思いますが、町としてどう指導されたのかお聞きします。

2つには、関連施設に対する確約事項の厳守についてです。

関連施設とは、従来鶏ふん処理業を行いMBRの操業により鶏ふんに係る事業停止企業を指しています。MBRは地域住民に対する確約書の中で、関連企業への指導・監督・改善調整を責任をもって履行すると明記しています。

しかし、実際には宮環の発酵処理施設では鶏ふんの水分調整名目で増減を繰り返していま

す。町の担当課では、通常空室であるべきで、定期検査時または非常時以外滞貨は許されないとしています。なぜ確約書が空文化され、町としての指導も通用しないのでしょうか。お聞きいたします。

3つには、関連施設による企業活動とMBRの社会的責任についてです。

宮環では本年1月地域住民代表に対し、炭化施設は使用していないので既存施設での水分調整はないと回答しています。

炭化施設以外は独自の企業活動だという主張ですが、確約書に示したMBRの約束を覆すものです。また、山下商事のMBR事業に移行した鶏ふん以外の汚泥、その他による悪臭対策に務めるのは、鶏ふん発電という新たな事業に参加した事業者の社会的責任ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....  
午前11時17分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

まず防災計画の見直しについてでございます。

先ほどの林議員の答弁とも異なるかとは思いますが、今回の東日本大震災を体験いたしまして地震の強さ、そして津波の高さ、スピード、防災の規模など過去に本町でつくっておりました防災計画を早急に見直しする必要があると認識しております。

皆さん御承知のとおり、よく言葉にしますけど、想定外という言葉だからと言って何もできないというわけにはいかないと承知しております。ただ、今回のことで、いろんな課題も浮かび上がってきました。それに関しては、避難勧告などに情報の伝達方法、伝達する内容、また先ほども出ましたけど高齢者とか、介護が必要な方、それについてのどういう取り組みをするか、本当に重要な幾つも浮かび上がったと考えております。現在も県と連携を取りながら、そういう計画をすぐ取る予定にしております。

2つ目の公共施設の耐震化についてでございます。

平成7年に起きました阪神淡路大震災の教訓から、その12月に生まれた建築物の耐震改修の促進に関する法律、通称、耐震改修促進法が施行されまして、それに伴いまして昭和56年施行の新耐震基準を満たさない建物につきましては、耐震診断、改修工事をするよう努力、義務が課せられました。

本町における公共施設におきましては、その法に基づく特定建築物について診断を実施しました。そして、まず、町民の皆様が一番使うそういう機会の多いところから順次、小学校、中学校、それと改善センターを含めまして補強工事を終了しているところでございます。た

だ一つ本庁舎が診断の結果、補強が必要と診断されておりますが、現在のところは役場庁舎本館がまだ終わっておりません。そのつきましては予算も伴いますけども、今後とも早急に取り組めるよう検討してまいりたいと思っております。

3つ目の山有に関してでございます。

児玉議員の質問とも答弁が重なるかもしれませんが、まず山有が、当初契約の畜ふん処理量が足りないという理由に基づいて訴訟を起こされました。まちとしての確固たる態度という姿勢を問われておりますが、現在まちとしても、そういう処理施設、いろんな向こうからの要求に対しまして、山有から言われました搬入の制限、水分が高いという受け入れ拒否、いろんなことも含めまして、まちとしての要望も出してきたところでございますが、現在裁判所から言われておりますいろんなことを争う中で、現在は和解勧告が打ち出されているところでございますので、その経緯を重く受け止めて交渉を行っていきたいと考えているところでございます。

口蹄疫後のこと聞かれましたけど、口蹄疫発生後に牛や豚の鶏ふんの移動ができなくなり、その後は、鶏ふんではございません、失礼しました。ふん尿の移動ができなくなり、その後は鶏ふんのみの搬入となっております。裁判所から、口蹄疫で業務ができないので山有側に対して今後の方針を聞かれたところ、山有は川南からの撤退の意向を示したところでございます。それにつきましても先ほどと重なりますが、和解について和解勧告のもと弁護士を通じて交渉中でございます。

その施設の買い取りのことにござりますが、施設についてでございますが、和解は施設を買い取る方向で交渉しております。買い取り後は畜産農家の意向を踏まえ、堆肥化センターの再構築を検討しているところでございます。いずれにしましても、周辺住民の理解を求めていきたいと考えております。

次に、MBRに関しての御質問でございます。

新しい施設ができているということで、2月上旬に住民からの通報で新しい施設ができていると。それは鶏ふんの貯蔵用であるということで、町といたしましても23年の2月に、早急に地域住民に対し説明会を実施するよう文書にて申し込んだところでございます。

当初の返答といたしましては、今の施設の附帯でありますので開発行為に該当しないと、だから同意を得る必要はなく、完成後の報告を考えているという回答をもらったところでございますが、周辺の住民からの不安視する声が寄せられておりましたので、再度地域住民への説明会の実施を要請したところでございます。

ただ、その後の鳥インフルエンザ、また選挙等いろんな条件が重なりまして、今回は5月10日に地区の振興班長、それと協議会においてそういう新しい施設、鶏ふん貯蔵ヤードの現場見学、説明等意見交換会が行われたところでございます。

その施設に対する確約事項の厳守についてという質問でございました。

関連施設について、町といたしましてMBRとの主張の違いはございますけれども、もと

もと臭いがないということで聞いておりましたところでございますので、やはりそのことに関しましては、今後も、これまでどおり確約書の遵守を要請していきたいと考えております。

次に、そういう施設の企業活動とMBRの社会的責任についてという御質問でございますが。

現在、宮崎県においてそういうブローラー産業におけるMBRの社会的貢献度は御承知のとおりでございます。いろんな形で社会的に貢献されているのも事実であります。やはりだからといって臭いが発生していいということではないかと考えておりますので、それにつきましても、関連企業に対する指導とともに、我々としても、そういうMBRに対しても同じように関連企業に対する指導、監督責任があるとの認識がございますので、今後とも要請してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 今回多くの犠牲者を出した東日本大震災のもとで、一人一人の住民の命と暮らしが最優先されるまちづくりについてです。3月11日に津波警報が出された際の、川南町の防災の取り組みは万全だったのでしょうか、お尋ねします。

**○町長（日高 昭彦君）** お答えいたします。防災無線に関しまして行き届かなかった点、また今考えるにして時間的なことを考えますと、これからそこらも含めまして検討していく必要があると思います。迅速に正確にということでございます。

以上です。

**○議員（内藤 逸子君）** 川南町でも日向灘を震源地とする大規模災害が発生した場合に備え、これまでの避難場所が適切かどうか緊急点検、見直しを行い、避難方法を町民一人一人が自覚できるように徹底する必要があります。

また災害時、要支援者を支えて逃げる取り組みを地域の中で考えるなどの避難対策や、耐震診断・耐震補強・家具の固定などの減災対策について、今回の東日本大震災の被害想定をもとに防災・減災対策の緊急点検を実施して防災計画を見直す計画ですが、国が新たに被害想定を策定するに合わせて県での見直し、川南町を見直しを含めた総点検と対策が必要です。町長はさっきのお答えでは対策を行なっていくと言われております。その具体策をお願いします。

**○町長（日高 昭彦君）** 今回の大震災に関しまして、いろんなことを全国の自治体、川南町も含めいろんな課題を見つけたと考えております。それに対しまして、できうる手はしたいと考えております。国・県とやはり協議しながら、いろんなことも進めていきたいと思っております。詳細につきましては担当の総務課長に補足させます。

**○総務課長（吉田 一二六君）** 内藤議員に御質問にお答えしたいと思います。

今回、国会のほうで津波対策法案というのが出ているようでございます。これを踏まえまして、各自治体が避難計画の策定を義務づけられるということになるかと思っております。これを踏まえまして、町としても国・県と連携を進めながら一応計画の策定をさせていただきた

いというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 現在、各世帯に配布されている「ハザードマップ川南」では津波によって浸水が想定されるエリアは、港や海岸線のみで、住宅地については、浸水することは想定されていません。今何人か集まると、この地域の場合、避難場所はどこかね。どこが安全かねなどの話題が多いです。指定避難場所の標高はどうなっているのでしょうか。

住んでいるところより低い位置にある指定避難場所については、建物が何階建てなのか。建物の強度、避難路など総合的に判断して早急に見直すことが求められます。

地域住民が主体となる地元の合意形成を援助し、専門家の知識も必要ですからアドバイザーとして加わってもらうことも大切ではないでしょうか。地域の振興班や、家庭や家族や御近所、学校や職場などで、どこに避難するのか避難路や避難場所について、ぜひ話し合っ  
て決めておきたいものです。川南町の対応策について町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） ハザードマップを含めたいろんな対策についての御質問でございましたが、今考えられておりますのは、先ほど林議員の答弁とも重なりますけど、今までは沿岸部を中心に想定しておりました。そして今回の規模を考えますと、平田川沿いの高森、松原地区も当然考えられるということでございます。

今、急がれていることとしましては、そういうことも含めて、まず標高差を、今ここは何メートルなのかというそういう地図を策定すること。そして御指摘がありましたとおり避難場所のもう一度の見直し、それも含めまして早急に取りかかろうという考えでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 津波の対策で、一番はまず高台に逃げることです。障害者や高齢者の皆さんなど、どうしても逃げるのでできない方もおられます。

6月3日に行なわれた「災害危険箇所点検」で、通浜の津波避難場所について通浜漁協長や川南町の消防団長さんなど関係者の皆さんと一緒に見ました。がけ崩れの恐れもありますので、県道が崩れたら孤立する場合も想定されます。

そうすると、漁協の上の金毘羅跡地の上に逃げる方法があるようですが、階段が急ですので手すりも必要です。今回のような高さがある津波の場合は、さらに高いところへの避難が必要です。避難道もやぶの状態では逃げられません。肝心なときに使えないようでは避難場所とはいえませんので、安心感もてる避難場所づくりを求めます。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりでございます。

先ほど言われました6月3日の危険箇所調査におきましても、そういう報告を受けております。避難経路、先ほどの海岸上の避難経路に関しましては、早急に急がれることだと思っております。本当に通浜地区は限定される場所ではありますが、津波も大雨に対する山崩れ、土砂崩れに関しても、いろんなことで今後重要な検討をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 公共施設の耐震化を求めて、次に移ります。

第2点、山有の畜ふん訴訟に対する町の対応についてです。

2億4,000万円の損害を受けたとする山有の訴訟についてです。町は答弁書の中で、「50トン未満規定は、1日搬入量が50トンに満たない場合実際の搬入量との差額である」と明確に述べています。ところが山有は50トンに満たなかった場合、その未満分ではなく、50トン分を支払えというもので、その合計が2億4,000万円になるというものです。川南町は損害請求に対して89万4,348円だと主張しています。

山有の誤った解釈のもとに起こされた裁判に、町は毅然と立ち向かうよう本会議で繰り返し述べてきました。前町長は係争中との理由で答弁をさけてきましたが、和解勧告の中で重要な論点だと思しますので、町長の見解を示してください。

○町長（日高 昭彦君） 山有の裁判に関してでございますが。

我々まち側からの言い分と山有側の言い分がかなり違っておりました。我々としては自分たちの正当性を資料をもとに要求したところでございますが、裁判所の判断といたしましては、やはりその中間というか、どっちかが全部という判断ではなく、今現在受けておりますのは和解勧告であると。そういうものも加味しながら出た答えが現在のところ和解勧告であると認識しております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 利用組合の答弁書では、平成18年度以後、山有の鶏ふん制限により利用数量が激減したと述べています。山有独自のYM菌が鶏ふんによって弱まるとの理由で制限してきたものです。

18年以後、主要な養鶏業者が利用をやめ、もとの処理施設に帰っていきました。日量50トンを切ったのはまさに山有自身もたらしたのではないのでしょうか。町の答弁書では山有が強要した鶏ふん制限を上げていません。そのために山有の和解案に損害金の一部を残すことになりました。町長いかがですか。お答え願います。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますけど、町といたしましては我々の考えを裁判所に申し入れているところでございます。しかし、残念ながら我々の言い分をすべて認めてもらえる状況ではなく、繰り返しますが、現在和解を勧告されているところでございます。

町といたしましても、やはり向こう側の山有側の我々からすれば不当であるという認識もあるんですが、そういう現状が現在あるというところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 口蹄疫発生後の利用の変化と和解問題です。

山有の損害金請求が、いかに道理がなく不当であるかは町長もお認めになったと思います。口蹄疫の災害、今後畜産の復興に至っても山有への信頼関係は大きく損なわれたと思います。裁判所が示した和解勧告案に対してどのように受け止めるかについてです。

平成22年11月以降3回の和解交渉のもとで、川南町としては和解条件として施設の買い取

りの考えを示しています。帳簿価格はいくらですか。示してください。

○町長（日高 昭彦君） 今の御質問ですが、詳しい調査につきましては農林水産課長が補足説明します。答えます。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど①のところの訴訟原因のところ、鶏ふん搬入の問題がございました。それにつきまして、裁判所にこちら側の主張として当然その主張とあわせて、その当時配布された資料、各農家に配布された資料、そういうものを証拠書類として裁判所へ提出し、議員がおっしゃるような主張を我々としてもしたところでございます。そういうことすべて判断して今の状態ということでございます。

それから、済みません、資産の評価額というところでございますが、建物、事務所あわせてトータルでは1億2,500万円ほどでございますが、若干動産部分が含まれておりますので、それを差し引きまして、最終的には23年3月末現在で1億1,700万円というふうな数字が出ております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 5月20日の特別委員会では、帳簿価格は4,900万円と聞いておりますが、町としては帳簿価格以上は認めないと主張してきました。ところが町は、5月30日の特別委員会で和解条項案、解決金1億250万円プラス裁判費用各自負担を議会に示して早期解決したいとしています。和解協議で示した町の考えと大きく異なるのではありませんか。これは山有の和解案の中で評価額プラス50トン差額の2分の1、つまり損害金の一部と考えますが、いかがですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど私が申しました1億1,700万円という金額につきましては、簿価、帳簿上の価格がそれだけまだ残存するというところでございます。内藤議員がおっしゃいました5,000万円程度という金額につきましては、こちらの主張する評価額ということで、裁判所に提出した金額でございます。ただ向こう側としましては、簿価プラスということで、向こうの主張した金額が1億5,000万円というようなことは主張はしておりました。これにつきましても、お互いの主張をし合うという状況にあったというふうなところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 納得がいきませんが、山有の損害金請求に正当な理由はなく、事業撤退による施設譲渡の和解であるはずですが、しかし山有は、和解案第3に示しているように評価額プラス50トン差額の2分の1、8,205万円と主張しています。これは山有が請求原因の誤りを認め、覚書の規定どおり50トン未満分に直して施設評価額に加算した金額です。これを受け入れれば、畜ふん訴訟の敗訴を認めたこととなります。町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 当然、町といたしましてもそういう要求をしているところでございますが、繰り返しになりますが、こちら側、山有側そういう資料、主張を裁判所が判断し

た上で、現在に至っていると認識しております。

**○議員（内藤 逸子君）** 町の和解案として主張した評価額4,900万円と私は聞いていたんですが、これに利用組合のコンテナ残金をあわせても、それよりはるかに高い和解案は到底認めがたいと思います。

今回の訴訟事件は、畜ふん取扱規定の悪用によるもので、当初から審理に値するものではありません。1日当たり50トン为例え1トン切れても、50トン分の損害金を支払えというもので、その日数が1,280日、トン当たり3,600円を掛けて2億4,000万円の損害というものでした。50トンに満たない最大の理由は、山有自身が強制した畜ふん制限です。和解に値する損害金請求ではなく、裁判を通して山有の不当性を正すことではないか。町長、いかがでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 繰り返しになりますが、そういうのも含めまして要求しているところではございます。詳細につきましては、農林課長に補足させますが、何度もこちらの要求を出しておりますが、裁判所はそういう和解勧告という事態に至っているのが現状と認識しております。農林水産課長、よろしく申し上げます。

**○農林水産課長（押川 義光君）** 内藤議員の御質問にお答えいたします。

こちら側の主張としまして、一番当初の段階、口蹄疫が発生する前の段階で、先ほどから言われるような鶏ふん搬入制限の問題、あるいは豚ふんの水分の問題ということを繰り返し主張してまいりました。

その後口蹄疫の発生に伴いまして、本町としましてはこの損害賠償請求の問題を2つに分けて、1つは損害の問題、もう1つは山有が、口蹄疫が発生したことに伴いまして撤退の意向ということが表示されました。意思の決定を裁判所からの指示に従って最終的に撤退という意向を示しまして、その2つを同時にこの裁判で片づけたいということで我々は進めてまいりました。そういうことから、この建物買い取りによってすべての問題を解決をしたいということで、裁判所のほうに申し立てたということでございます。

本来、口蹄疫がなくて山有が撤退の意向も、まあ、もちろん口蹄疫がなければ撤退の意向もしませんでした。それがなければ、損害賠償請求だけがずっと残りまして、建物についてはそのままの状態という現象に陥ったかというふうには考えております。

もちろん裁判所としても、そういう判断をした上で最終的に、こちらの主張であります損害賠償と山有の撤退を一体として処理するように、まあ、そこの部分はこちらの主張を取り入れていただけたというふうには考えております。

先ほどから申しますとおり、裁判の段階ではやはりこちら側の主張も十分やってまいりました。で、最終的にはその主張と向うの主張ももちろんあったわけでございますが、その両方を加味して合理的な判断をするというのが裁判所の使命でございますので、最終的に合理的な判断ということで、裁判長からの和解勧告という文書になったというふうに思っております。

○議員（内藤 逸子君） 口蹄疫災害や裁判によってもたらした山有への不信が重なり、堆肥センターの撤退が伝えられます。山有施設の買収は本来別問題です。山有堆肥センターは確かに川南町が議会承認を得て誘致した事業です。最初に述べたように、周辺地域の環境影響や汚泥混入堆肥の有用性など、今も問われる争点です。

この間に与えた町の利用促進補助の一方、裁判に示した本町に対する敵対行為のもとで堆肥センターの取得や活用は慎重でなければなりません。

川南町は、取得を前提に評価額以内の和解案を示していますが、これが山有側を利する結果となり、不当な和解案に連動しているのではないのでしょうか。明確な答弁を求めます。お願いいたします。

○農林水産課長（押川 義光君） 再度お答えしたいと思いますが、先ほどから申し上げておりますとおり、こちら側の主張でできるすべてのことはやってきたというふうに思っておりますし、もろもろの問題がこの間ございました。

議員御指摘の問題を、かなり一般質問でもいただきましたけれども、基本的に我々としては、環境改善のための施設ということで取り組んでまいりまして、最終的にこういう状況になりましたけれども、やはり我々としては、今後もきちんとした環境対策は行っていくべきであるというふうに農林水産担当としても考えております。

そういうことから、この問題を解決し、新たなそういう取り組みをやることは重要であるというふうな認識から、今回買収という形でこの問題に決着をつけたいというふうな形を裁判所にずっと申し立ててきた次第でございます。

○議員（内藤 逸子君） 和解案を断り裁判を続行すれば、和解案より不利な結果を招くとの考えだと思います。しかし、既に山有自身が訴訟の請求原因である50トン未満規定の誤りを認めています。

私は、山有の鶏ふん制限による利用数量の減少など答弁書の不備を補い、訴訟請求の正当な理由のないことを堂々と主張していくべきではないでしょうかと考えています。山有の撤退による施設の買収は裁判とは別問題ではないのでしょうか。和解条項案に重ねて反対を表明し、次に進みます。

鶏ふん発電事業にかかる諸協定の厳守、住民と共存できる企業活動についてです。施設の拡張問題です。

本年1月MBR北側敷地で施設拡張工事が開始され、住民代表が町に問い合わせました。町は原料調整のための貯蔵ヤード、現在の貯蔵サイロの附帯設備であると回答しました。ヤードの規模と性能を示してください。

また、地域住民への説明は工事完了後5月の登り口振興班長との連絡会で事業説明を行うというものでした。先ほどの答弁では5月10日に済んだということですが、町は施設の拡張計画について立地及び環境保全協定に照らし、どんな検討がされたのか、また、住民への説明を工事完了後に最初を行うとしていましたが、MBRの考えにどうして黙認されたのかお

尋ねします。町長いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の点でございますが、詳しい内容につきましては、ここで答えかねますので、担当の環境対策課長に補足させます。

○環境対策課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、貯蔵ヤードの規模ということですが、3,500立方メートル、2,000トンが入る、鶏ふんを2,000トン収容できる施設が現在つくられております。これはMBRの処理能力からして5日分の貯蔵量ということになるようでございます。

それから、協定書との関係でございますが、内藤議員が3月の議会に御指摘ございましたように、協定書の地図上に示された事業計画外の場所に設置されているということが明らかになっているわけですが、したがって協定書の中の17条でございます「協定に定めのない事項に該当する」というふうに考えております。

したがって、町では2月と3月の2回にわたりまして住民説明会の開催を求めたわけでございますが、結果的には先ほど町長の答弁ございましたように、鳥インフルエンザ等によりまして5月10日の登り口、1班から3班の班長を集めた連絡会議というのがございますが、その説明の中で現場の視察、それから説明が行われております。

今後につきまして、こういう協定書に定めのない事項、それから疑義がある事項、内容変更を要する事項などがあれば、協議をするように強く要請していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 施設拡張の現場は、北側の隣接住宅に接続する箇所、立地協定書に示している工場予定地外の部分です。立地協定の第1条には「施設及びその周辺はもとより町内の環境保全推進を目的とする」とうたっていますが、工場敷地外のわずかな緑地帯までつぶす拡張です。では拡張がなぜ必要になったのか。

住民代表への回答では、鳥インフルエンザの影響でストックがなくなり、運転停止になったとされています。現行の貯蔵サイロには5,000立方メートル1週間の滞貨または不足に対応できるとして、当初から施設計画の説明をしています。発電効果を高めるために鶏ふん以外の焼却原料に備える施設対応ではないのか伺います。

○環境対策課長（三角 博志君） 内藤議員の御質問に再度お答えいたします。

貯蔵ヤードが必要になっている原因ですが、鶏ふんの出ってくる量といたしますが、事業開始の当初の計画からしまして、現在15%程度増加しているというような状況があるようでございます。したがって処理が追いつかないというような状況もその背景にあるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 貯蔵ヤードの規模と目的について答弁がありましたが、住民説明会もあったとは聞いていますが、本当に疑問に答える説明会であったのかということが懸念

されます。

次に、関連施設に対する確約事項の厳守についてです。

MBRは確約書の中で既存施設での水分調整は一切実施しない、定期検査時ホワイトファーム系について厳正な対策のもと、地元には迷惑をかけない処置をとると詳細に述べているのに、どうして滞貨が続くのでしょうか。宮環の発酵処理施設の利用を辞めないのは独自の企業活動の考えではないのでしょうか。

町議会文教厚生常任委員会の現地調査において、宮環の代表者は当時満杯であった発酵処理施設に対し、MBRの既存施設ではない、町や議会に批判される理由はないと反論されました。住民に示した確約書も無視した暴言ではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**○環境対策課長（三角 博志君）** 内籐議員の御質問にお答えいたします。

平成15年12月に提出されました確約書によりますと、内籐議員の御指摘のように鶏ふんの水分調整については一切行わないと、またMBRが関連企業に対しまして指導、監督並びに改善調整を行うというようなことが説明されております。

しかしながら、関連施設につきまして現在も水分調整が行われておったり、汚泥のほうを持ち込まれているというようなことで、協定違反ではないかというような御指摘がございます。

町としましても、これまで既存施設とは当然のことながら発酵施設等も含まれますので、その宮環の炭化処理施設、それから発酵施設も含まれた考え方というものを示しておりまして、その確約書どおりに事業を推進していただくようお願いをしてくれているところであります。

以上でございます。

**○議員（内藤 逸子君）** 平成5年鶏ふんの間処理と処分の困難な中で、鶏ふんの炭化処理の補助事業が導入されました。しかし、実際はホワイトファーム系の2万5,000トンのうち炭化されたのは9,000トン、あとの1万6,000トンは発酵処理にまわり悪臭解決にはならなかったと聞いています。しかも、発酵処理施設は川南町内の畜ふん処理を条件に2,600万円余の町の補助金が交付されたと聞いています。

こうした経過を無視し、今日のMBR事業に当たっても、それまで取り扱っていた鶏ふんが、発電原料にすべて転化するの承知でこの事業を認めたはずで、鶏ふんに依拠した企業活動は終息し、MBRの指導下におかれたのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**○環境対策課長（三角 博志君）** 内籐議員の御質問にお答えいたします。

既存施設といいますのは、先ほども申し上げましたように、宮環につきましては炭化施設及び発酵施設というふうな認識を町としてもしております。しかしながら、その現状はどうかと申しますと、14槽ある発酵槽、今は乾燥槽というふうにも呼ばれておるようですが、この発酵槽に水分調整というような形で鶏ふんのほうが入っております。

現在満杯になっている要因としましては、先ほどの説明でちょっと漏らしましたけれども、

鳥インフルエンザによってMBRの操業自体が止まったということによりまして、最大時で4,000トン余りの鶏ふんが処理できず、通常よりも4,000トン多い処理能力を超える鶏ふんが出てきたというようなことから、一時期4,000トン余りの鶏ふんが余剰しておったと、それが最近700トンまで圧縮されてきているというような状況にあるということをごさいます、そうした非常の事態も含めて利用されているという状況にあるようございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 山下商事の企業活動も地域環境に重要な役割を負っているのではないのでしょうか。MBR事業に重要な役割を果たしていますがMBR事業以前、児湯食鳥、丸紅、その他中小業者の鶏ふん3万7,000トンの中間処理と、農地散布など最終処分を行っています。これらの鶏ふんが、すべてMBRの発電原料に廻ったはずで。

前期の文教厚生常任委員会の現地調査のとき、敷地内には炭化処理の製品、有機性汚泥、おがくずなどの集積を確認しています。町内各地で問題になっている未完熟堆肥の基地になっていないか地域住民の疑いは晴れていません。

今日養鶏農家と企業の鶏ふんの適正処理、電源としての活用、地域の悪臭の根絶という画期的な事業推進者として、社会的責任を果たされるよう希望したいと思います。以上町長の答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 社会的責任ということでござりますが。

県内におけるブロイラー業界においてのふん処理は重大な課題でありまして、県内では2カ所行っているところでございます。その一つが川南町にあるということで、そういう社会的意義は十分評価されていることと考えております。

また、その新しい発電に関しましては新エネルギー100選にも選ばれているところでございます。ですから、我々が求めるところはそういう価値があるのも十分認めたいうえで、やはり地域と一体となった、地域と協力できるそういう見本になるような企業になっていただきたいという考えでおります。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の誇れる事業としてのMBRが、名実ともに住民と共存し、悪臭が改善されることを求めて質問を終わります。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 通告に従いまして質問をいたします。

町政運営方針について行います。

まちの活性化に向けて自分の思いを胸に所信を述べられましたが、若さと行動力に期待する私も町民の一人であります。ぜひとも自分自身の言葉で、行動で、川南町の顔として、これからの川南町全体のあらゆる問題に対処していただきますよう念願するものでございます。

さて、この度の町長の政策であります所信表明の中で、具体的な改革、対話の言葉が見当たらない点が気になります。

私は、川南町の課題として行財政の確立、農林・漁業・商工業の再建、医療福祉・社会福祉・教育をはじめとする社会の人材育成等を掲げております。これらを総合して、町長の所信表明に照らしてみると温度差があるように思います。

今年度から始まる第5次川南町長期総合計画に基づいた説明に終始しているようで、町長みずからの考えとして、自由に発想・計画・実行を若さと行動で取り組み、さらに政策の柱の一つで予算ゼロ事業を掲げておられます。しかし、私はあらゆる角度から考えてみたがこのことは理解できません。なお、町民の生活を豊かに元気にしていく仕掛けがあれば、ぜひとも伺いたいと思います。

また、町内企業の育成、新たな地場産業の育成、既存企業の改革等の考えがあれば示していただきたいと思います。

次に、第1次産業の農業、漁業についてであります。関係団体への指導及び共有するものを求める必要性があるのではありませんか。

行政でできることと農業団体、法人でなければできないこととを整理し、例えば農業公社を柱に、現在の担い手支援協議会、水田農業推進協議会等の仕事を取り入れることにより、仕事の流れもよくなり、さらに内容も充実されると思います。町長が発足されました認定農業者会議の充実を図る必要性であります。中でも、土地利用型の認定農業者を活かした政策をしないと、遊休農地は増えるばかりであります。畜産は口蹄疫から復興はかなり時間がかかるように思いますし、難しいものがあります。

そこで、野菜の生産農家、法人に対し育成を図る必要性があると思いますがいかがでしょうか。また、漁業においては全国から見てもトップクラスの後継者従事者数であると思われませんが、さらに充実を求め後継者資金等は考えられないのかお伺いしたいと思います。

次に、末端行政についてお伺いをしたいと思います。

町長は町政の中で一言も触れられていませんが、このことを私はあらゆる問題に対して避けて通ることはできないと思います。町長が言われます自由に発想・計画・実行の足並みがそろっていないからであります。これらについて町民の考えを、いま一度聞くべきではないでしょうか。また、その考えはないかお伺いしたいと思います。

以上3点、町政運営方針の一部であります。町長の一步掘り下げた考えをお聞きしたいと思っております。

○町長（日高 昭彦君） 竹本議員の質問にお答えいたします。

まず、最初に既存の企業地場産業の育成ということでございますが、現在本町にあります

企業、これから開業する企業すべてが本町の財産であると考えております。企業を育成するというよりも、企業の皆様と一緒にともに官民が一体となって、これからの川南町をつくっていったらと思っております。

入札制度についての御質問もございましたが、やはりこれも今求められているのは、我々が考えているのが町内の企業の育成、もう一度大きくなくても力強い、小さくてもアイデアのあるそういう活動をとっておりますので、今までどおり町内企業の方々に御協力いただけたらと思っております。

予算ゼロ事業についてのことですが、これは事業の形にこだわるのではなく、役場の予算を伴わなくても職員と地域が一体となって、川南のためになることをみんなでやろうという、ボランティア的な集合体であると考えております。このような活動を通じて一つ一つの地域が一体となって、よりよい元気のある川南をつくることを目的と考えております。そういう意味で言えばソフト事業であると考えております。

もう1点、地場産業についての御質問もございました。例えば現在、地場産業振興会というのがございます。28会員だと聞いておりますが、通常どのまちにもあるわけですが、川南町としましては、特に商工会でやられます「軽トラ市」への参加とか、今この地場産が考えているものが、もう一度川南を見つめて川南を商品として売り出そうという考えのもとに、世間でいうグリーン・ツーリズム、ただしここには川南において特徴的なことは、商工業者の商業者の方もそこに入っております。農業だけではなく、漁業だけではなく、まちが一体となってそういうものに取り組みうと、会員が頑張っているところでございます。

現在は平成22年からの「ふるさと雇用再生特別基金事業」として、川南町地場産業促進事業を開始しております。事務職員を1名入れ、現在は地場産業詰め合わせセットの販売など、カタログを作成しながら独自の展開をしているところでございます。

それから第1次産業の農業・漁業のことについての御質問でございますが、まず、そういう組織、関係団体との位置づけということでございます。

当然本町の基幹産業である農業、特に農業協同組合におきましては農業者のための組織であり、今までも、そしてこれからも飛躍していただかなければならないと考えております。これを踏まえ、町といたしましてもさまざまな施策を構築し、連携を保ちながら農業発展、農家所得の向上を目指していきたいと考えております。また最近、法人による農業への参画など新しい動きも出てきておりますので、その農業者の所得の向上のために多様な支援策を打ち出していきたいと考えております。

御指摘の尾鈴農業公社に関しましては、直面するいろんな諸問題に向けて事業を行っているところでございますが、非常に取り巻く環境が厳しい中、今後の公社のあり方も含めて一層検討していきたいと思っております。土地利用型、これには都農町長も一緒に入っておりますけれど、川南町におきましてはやはり土地利用型を含めた検討が必要かと感じております。

認定農業者につきましては、担い手の核としていろいろな施策を集中的に、重点的に実施しておるところでございます。現在、5月末現在で認定農業者の数は個人で385経営体、法人が45経営体の430経営体が認定されております。

担い手のほとんどの方が認定農業者となっておりますので、今後とも施策の中身を考えて重点的にやっていきたいと考えております。いずれにしましても農協、農業法人、そして農業公社、認定農業者など関係機関・関係者が一体となり、農業の推進を図ってまいりたいと考えております。

川南町漁協につきましてはの質問ですが、平成22年で約25億円の水揚げがございます。これは県内でも有数の漁港であり、また後継者についてもかなり恵まれております。現在正組合員の平均年齢が51歳であると聞いております。そして50歳以下の正組合員が70%近くを占めているということでございます。しかしながら、今後とも後継者育成につきましては、農業、漁業問わず大変重要な課題であると考えております。

漁業に関して水揚げの8割を占めますマグロ漁船に対応して、漁協、漁業施設の整備を進め、現在大型マグロ船が利用可能な給油施設や浄化施設の整備が完了しております。また、設備投資の後押しとして、今年度より漁業近代化資金に対する利子補給も導入いたしたいと考えております。

最後に、末端行政再編にということでございます。平成21年に議会の勉強会で数回説明をしております。また、平成21年の10月から11月にかけて2班体制で地元説明会を行ったところでございますが、残念ながら住民の皆さんの理解を得られなかったと承知しております。

22年に関しましては口蹄疫の影響で、基本的には何も進んでおりませんが、この問題に関しましては、竹本議員がおっしゃるとおり避けては通れない、非常に大事な問題だと認識しておりますので、今後ともいろんな方策を打ちながら、もう一度地域を見つめ直すきっかけとなれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** 町政運営方針につきまして、そういった町長の見解というものを述べられましたが、第5次川南町長期総合計画につきましては、私たち議会につきましても昨年の12月に説明されました基本構想の、まあ、大まかなところということでこうして発表させていただいたんですが、これの説明という形の中という形で、今回の私は町政運営方針というものは説明されているんじゃないかというふうな気がしております。

と言いますのも、基本理念、基本目標ということで、こういうことで基本的なところの順序よくそういった説明書きに、この町政方針というものにつきましては提案と言いますか、示されているようでございます。

そこで、これから一つずつ質問させていただきたいと思うんですが、先ほど言われました既存の企業につきましてはの考え方というものにつきましては、従来どおりといいますか、そういった考え方につきまして対処していきたいというお話でございました。

今回、私が申し上げたいのは、一応今回、今年度におきまして企業におきましての、県におきましての申請と申しますか、見直しが大変あるだろうというふうに思います。2年に1回の入札と申しますか申請を上げるための企業として申請がでてくるかというふうに思うんですが、それに基づいて2年に1回だけの、そういった入札指名等につきましての見直しというものがあるというふうに感じます。

それらにつきまして、町としての今までのあり方といたしましては、県のランクづけによりまして町もそれに準じた形でやっていくような気がしているわけですが、まあ、そういうことで、先ほど町長のほうが言われましたけど、そういった形で町内の企業を育成したいということでありましたが、改めて、そういった県のランクづけによりましての町におきましての、紙面におきましてのそういった対処をしていただけるのか、そういった形の再度確認したいというふうに思います。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの質問でございますが、そういうランクづけに関しましては詳細につきまして総合政策課長のほうに。（発言する者あり）わかりました。

最初に申しましたとおり、一番はやはり町内企業の育成と考えております。よって基準とか、今詳細については答えかねますが、県に準じてまず町をそういうランクづけでと考えております。あと補足は総務課長にさせます。

**○総務課長（吉田 一二六君）** 竹本議員の御質問にお答えいたします。

県のランクづけ等につきまして、川南町入札手続き改善検討委員会において、いろいろ検討をしながらランクづけを決定しております。で、県のランクに従いまして町のランクを決定していくという方法でございます。

それから町内のほうの入札に関しましては、優先して町内業者のほうを指名するというような関係ですけれども、事業によりましては、特殊な事業関係によりましては県外の事業、それから金額の大きいものに関しましては、町外の事業も入れることもいたし方ないんじゃないかなというふうに思っております。

それから2年に1回入札の申請を受け付けておりますけれども、特殊な事業それから町内の事業者に関しましては、随時受付をしているということでございます。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** 町内の企業におきましての育成というものは、そういうことで図られるということですから、大変結構なことだと思いますが、私の考えにおきましては、やっぱり企業というものにつきましての建設、土木それから電気いろいろ企業としてありますが、川南で発生する仕事量と申しますか、そういった形につきましてのそれはやっぱり川南で事業を行っていただきたいというのが基本でございますし、まあ、これから先、そういった大きな工事等も余り見当たらない状況の中で、大変厳しい中ではございますけど、そういった事業につきましては、ぜひとも町内企業の形でやっていただきたいということでございます。

次に、地場産業の育成の方法として、今、地場産業につきましては28会員、これは私も承知しておりますが、商工業者といいますかそういった団体等は記憶しておりますが、この地場産業、町長が常々先ほどからの同僚議員の中の質問もございましたけど、地場産業におきましてのイベントといたしまして「四季を食べる会」とかいろんなイベント的な皆さんのボランティア的なそういったことがございます。それらを今後、6次産業といいますか、いろいろ加工までという話の中でございますが、そういったものに少しでも結びつけるような、そういった育成の仕方もあるんじゃないかということで、再度町長の見解をお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

地場産業ということを含めまして、まずできることから始めるということは、まずはお金がかからない方法から始めてみると、まあ、ゼロ予算事業と何度も申しておりますけど、まずはそういう四季の会をはじめ、先週は「あじさい祭り」というのをおうちで開きました。それはとても大きいことでもなく、お金のかかることでもないことですが、我々としては町といたしましては、まず行動を起こして見て、そして結果を見て最終的には事業にする。そして、一番最終的な目標は、その団体が自立する、そして経済的にも潤うというところまで進めたらと考えております。まずは動くことだと思っております。

以上です。

○議員（竹本 修君） ぜひとも今の言葉の育成をやっていただきたいと、私も町長と同行するつもりはございませんでしたけど、先日「あじさい祭り」に行ってみました。大変に雨の中を多くの人が見えていました。半数以上は町外者じゃなかったかというふうに思っております。そういうことで地場産業の育成、さらにはこういった事業の育成に向けて活動していただきたいと思っております。

続きまして、予算ゼロの事業とは何を求めるかというのでございますが、先ほど言われましたボランティア事業の中で、今ソフト的かなという答弁でございました。

まあ、そういうことでございますが、私は予算というものは、必ず事業というものが発生した場合には人件費がでてきますね、最初。ですからゼロという事業というものは、私はあり得ないというふうに認識しております。まあ、ボランティア的にソフト的にそういった祭りごとといいますか、イベント的なものはございますけど、それは私から言わせれば事業のまだ手前だというふうに認識をするわけです。

そういうことも考えていった場合につきましては、予算ゼロの事業というこの町政運営の方針、そういったものにつきましてはの考え方というものは、ちょっと認識というものは私は甘いんじゃないかというような気がいたします。

なぜかと言いますと、やはり最終的には、ここの町政運営方針の中におきましては、私は町民が豊かになる事業、そういった形、それから改善されるそういった事業、そういったものが私は必要ではないかというふうに認識をしております。

まあ、ボランティア事業が悪いかと、そういう意味で言っている場合じゃございませんが、そういうソフト的なものにつきましては、日常的な私は本町におきましての活動というものは、他町村に比べても多いというふうに認識をしています。ですから、そういった形につきましての先ほど言いました地場産業じゃございませんけど、つながるようなそういった6次産業への形というものがあればという気がいたしております。まあ、認識の違いかも知れませんが、予算ゼロというものに対しての考え方というものは、私はそう思いますが、町長はどういうふうに思われますか。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの質問でございますが、実は御指摘のとおり経済学上予算がゼロであるということは基本的にはあり得ません。おっしゃるとおりそこには人が動くわけですから、人件費としてカウントするものであるならば通常の通念でいけば、そこにはお金は発生するわけでございます。

ただし、今考えられることは、例えば今まで地域が生きてきた共同体、いろんな形で地域でやってきた、例えば草刈り作業でありますとか地区の作業、そういったことに関しまして、まあ、結論から言いますと、一緒にやろうというそういうソフトの問題であります。ですから、お互い様ということでお金をとっていないだけでありまして、それはどういうことかと申しますと、まず、やっぱりやれることを自分たちが住民としてやる、町民としてやる、それでも、とてもできないボランティアだけではできないときに直面してくるわけでございますが、そこまでやはりまずは人と人のつながり、そういうものの考え方を一致したときにおいては、最終的には事業として予算を組むということもあり得るかと思えます。

もう一つの観点は、例えば今、これは日本の話ですが、山間地でよく行われているのは、やはり今買物に行けない高齢者の方がいらっしゃると、買物難民という言葉もございまして、そういうことに関しまして地区の人たちが何人かで交替で3人、4人のおばあちゃんを連れて買物に行くと、それで実はその人々、一緒に連れて行ってもらう高齢者の方も、やはりただでは実は行きづらいということで、1時間200円とか500円とかいうお金を払って、そのお金の中で会の中の、まあ、なかなかそんなに給料というほどにはならないと思いますが、会の中で収支を持っていく、要するに役場からは1円も出していないけど、そこにはそういう団体も活動も存在するというところでございます。

まあ、しつこくなりますけど、そういう自分たちからみずから動くという思想のもとに何かをつくりあげていって、それは鍋合戦になりましたとか、ここで経済的な活動が生まれるイベントとしての効果がでる、お客さんが来るとそういうところにつなげていけたらと考えております。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** ぜひとも予算ゼロのボランティア事業の中の発展的に、経済的につながるような事業への推進を図っていただきたいと思えます。

続きまして2番目に、第1次産業の農業、漁業の活路ということで質問したいというふう

に思います。

先ほど町長の答弁におきましては、あらゆる農協をはじめとした各農業法人そういった形の取り組みは、さらに推進したいということでございましたが、今現在この関係機関というものにつきましての認識というものが、なかなか薄れているんじゃないかというふうな気がいたしております。

と言いますのも、やはり、まあ、去年は口蹄疫でいろいろございましたから、鳥インフルエンザとかそういったことがございましたから、いろいろ下火になっているかというふうには思うんですが、しかし現実的には後継者がいないけど、そういったあたりからも発生するかと思うんですが、単に農協におきましての集約的なことの下落と言いますか、下火と言いますかそういったこと、それから農業公社への内容的なものの限界、それからそこに対しての、農業公社に対しての土地利用、それから農作業そういった形への考え方というものが非常に危惧をされているように思います。

それらを含めて、先ほど町政運営方針の中で、質問の中であげましたけど、各水田農業推進協議会、それから担い手支援協議会というふうにありますけど、これらを全部あわせたような形の、今農協でとやかく言われておりますが、ワンフロア化そういった問題の解決方法というものがなければ、今後一切、組織だけで時間を過ぎていくような気がしてならないわけですが、そういった団体を一同に集めるような政策というものは町として考えていかなければいけないように思いますが、これに対して一同にそういった方向づけというものを町長の考え方の中であるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの御質問でございます。各関係団体との連携という言葉で、よく言われるのは川南町は農協と行政はうまくいっていますかとか、普通に言われるところの農協と役場という意味で聞かれておると思うんですが、しかしながら御指摘のとおり団体はそこだけではなく公社もありますし、やはり今全国的な動きとしては今言われたようにワンフロア化、一つのところでいろんな業態が一緒にできるということが、完全ではないかと思えますけど理想的な形の一つであるというのは認識しているところでございます。

本町におきまして、多少の距離はありますが公社もすぐそこにありますし、農協、役場何かいい方法を考えて一体として取り組むべきことは、当然大事なことだと考えております。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** 更にそういったワンフロア化ではございませんけど、一同に会するような、そういった組織体制というもので認識を早めにして、活動にあたられていただきたいというふうに思います。

ちょっと認定農業者団体じゃございませんけど、そのあたりでちょっとお伺いしたいというふうに思いますが、先ほど言われましたように、現在につきましては一般農家、それから法人農家を合わせて430経営体というものでございますが、平成7年度にこの認定農業者協議会なるものはできておるわけですが、そのときの会長という者が現町長でございます。

私もお願いに行った経過がございますので、そのときに80経営体というものが発足ということでございましたが、その中で県下初めての協議会なるもので立ち上げた記憶がございます。

そのときに、たしか47名だったというふうに記憶してますが、自分たちが負担金を負って協議会をつくった団体ということで、県におきましては注目された認定農業者団体ということでございました。

そういった団体もございますので、先ほど地場産業とか、いろんな形の中で私も言いましたが、これらの団体を生かすためにも、先ほど言いましたこういった位置づけをしていただきたいというふうに思います。

ちょっとここで質問内容をちょっとかえさせていただきたいと思いますが、認定農業者の、先ほど言いましたこの中で430体、経営体がございますが、その中で認定農業者法人が45経営体あります。

この45経営体といいますのは、平成7年度は11経営体でございましたから、こういうことを考えていった場合に、非常に法人化が今叫ばれている状況の中でちょっと少ないように思います。

また、私が何が言いたいかといいますのは、川南町には田畑あわせて2,500町の耕作面積がございます。それを生かすも殺すも、こういった農業者、恐らくこの430の経営体というものが芯になって維持管理をしているわけでございます。

ですから、ここにもう少し、2,500ヘクタールの土地利用をさらに進めるためにも、こういった法人の中の育成というふうに、これから対策というものをその中で考えていただきたいと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** ただいまの御質問でございますが、先ほどと多少繰り返しになりますが、いろんな団体と今後連携をとりながら、いろんなところで一体感を持ちながら事業には取り組みたいと考えております。

今の認定農家の法人の話でございます。430のうちの45が法人であると、その数が多いか少ないかの議論はここではちょっとわかりかねますけど、やはりこれから進むべき1つとして法人化というのは十分重要的な位置を占めてくるものと考えております。

それを補完する機能として、今は農業公社が、例えばヘリコプターの防除もやっておりますし、いろんな請負、受委託をやっていると考えております。

それを含めまして、今後とも、大きければいいという問題ではないかと思いますが、それぞれの目指す形態、農業の形にこだわりながら、法人を目指す者は法人で行ってもらい、やはりそこにはある程度高齢化された方たちが自分の生涯の楽しみとして選択された農業もあるかと思っておりますので、そういうことを一体的に今後とも検討してまいりたいと考えております。

**○議員（竹本 修君）** 中身につきましては、いろんな特に法人でなければいけないかと

いう問題は言いたくはございませんけど、そういった、なぜ私がそこまで言いますかといいますのは、今農業公社で土地の賃貸借といいますか、貸し借りをやっていますが、全体でいきますと、都合あわせて200町余りですか、そういったことの数字になろうかと思いますが、しかし、そこを利用する人につきましては、こういった経営形態といいますか、法人の中でなければということではありますが、なかなかその貸し借りの本当の契約というものは発生しない状況が生まれるわけです。

ですから、そういった受け皿、借り手と貸し手のほうもうまくやっていただきたいというのが基本的に言いたいわけでございます。

さらにそういった法人への指導もしていただきながら、そういった、これから先、先ほど言いましたように畜産の口蹄疫によって非常に土地余りの減少がございます。そういった受け皿につきましても、そういった経営形態の育成もやっていただきたいというふうに思います。

この件は、そういうことでお願いしたいと思いますが、漁港のこの後継者問題につきましては先ほど明快なるといいますか、発展的な答弁もございましたので、そこは避けていきたいと思っております。

3番目の現況の末端行政についての考えをお聞きしたいと思います。

私が、これをなぜ申しますかというのは、やはり町政運営方針の中で一言も触れられていない。それはもちろんそうなんです、私たちが基本構想の中で、将来の人口推移というもので発表されてまして、その中で平成17年から平成27年におきましては1万7,323人が1万6,346人ということで、これをいきますと1,000人弱の減少を見るという話でございます。

それらをずっと考えていった場合、平成32年では1万5,521名というような見通しでございます。その基本構想の中で、この現況の末端行政の考え方というものを少しでも前進させていかなければ、私はこういったあらゆることにつきまして、先ほど地場産業なり、これから事業の中、それから農協の組織の中におきましても、最終的にはこういった末端行政につながってくる。どちらがさきかは別として、ここを少しでも今現在3分の1の町民はこの24区の行政の中には入っておられない状況は御存じですわね。

そういうことを考えていった場合に、あらゆる事業をやる場合におきましての説明が3分の1の方には届きません、はっきり言いまして。

そういうことで、もう1つ考えられるのが今、この前から4月の統一選挙もございました。各選挙の投票率を見ても非常に郡内でも川南はいつもいつも最下位でございます。

本当に1%、2%のことですが、若干川南が少ない。それがこういった末端行政につながっていくかという話ではございませんが、しかし全体的にそういったものの関心といいますか、そこにつながっていくんじゃないかと思っております。

先ほど、同僚議員のほうから災害につきましての質問等がございましたが、それらにつきましても地域性をしますと、民生委員といいますか、そういった方々のつながりというもの

が薄らいでいく。非常に私はなかなか難しい問題であるけど、前向きにもう少し考えていかなければというふうに思います。

先ほど、末端行政の振興班の説明会等といたしますか、21年度にありましたが、その中では全世帯数の2,070世帯が個人ということで、全世帯の32%というものが掲げてあります。

それに対して再度、町長の認識といたしますか、これからこういった町民との考え方はあるものか、お伺いしたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 末端行政についての質問でございますが、御指摘のとおり川南町が3分の1の個人がおるといふ、聞きようによっては異常な数字だと私も当然とらえております。

そのしかる原因といたしますか、川南の特徴であります振興班、よその地区にはない振興班というシステムがいろんなところで当然いい面もあり、今言う個人という問題に関しては1つのネックになっているのも事実かとは思っております。

歴史を振り返ると、もともと振興班というのは川南町が入植地である、全国から来ていただいた人のための集まりであるという人のつながりでできた町であるというところから、地区割りではなく、当初は農協の甘薯の植え付けをする、数量の予約をする組織が最初であったと私は聞いておるんですが、それに行政としてそのまま振興班にいろんな行政の仕事を頼んでいってそのまま現在に至っていると。

よその地区でありますと、例えば道路、川で、あなたはここに入りなさい、ここに入りなさいという地区が限定されるというところを、川南におきましてはどこに入りますかと、それは自由に選べますよという過去のシステムがあったからだとは聞いておりますが、その点、それに関しましてのいい点は十分ございますが、今後、例えば自治体への参加率というのは個人がない、例えば高鍋とか宮崎におきまして参加率ということに関しておけば、みんないろんなところ問題を抱えていると思います。

しかし、川南町としても数字上かもしれないですが、そこはもう一度見つめ直して取り組むべき問題だと考えております。

きょうあしたできる問題ではないことは十分承知しておりますが、やはりそこは振興班の本当にいい意味も残しながら、でも現在にあうそういう行政区制といたしますか、そういうのもどこかで取り入れなければならないと認識しております。

以上です。

**○議員（竹本 修君）** 私がこの末端行政につきまして認識してましますのは、平成3年の恐らく3月議会だったというふうに思いますが、その一般質問の中で議員の方がこういった個人といたしますか、そういった人がいるがどんな考えを持っているかという質問でございました。そのときからずっとこのことにつきまして、こういった質問がなされております。

先ほど言いました2,070とかそういった32%とか申し上げておりますが、これはあくまでも私が考えますに、世帯の考え方というものが今町長が言われましたようにあるというふう

に思います。

といいますのも、老人ホームじゃないけど、1人1世帯というふうな計算方法じゃないかなというふうな気がしているわけですが、そういったものをずっと含めると、ほかの町村でもあり得ることだというふうには認識しておりますが、しかしこうして現在、あの区制の中で、そういった仕事をしていく中におきましての月に1回の区長会、そういったものがあるようですが、その中で語られているかというふうに思うんですが、そういったもので一律に末端までこういった指導ができると、連絡ができると、今防災無線だけが一方的な通報と  
いうか、お知らせになってますが、しかし現実的には手渡しもできるというようなことがなければ、先ほど町政運営の方針の中で1番、2番、3番ということで今来ているわけですが、そういったものに対しての対応も難しいんじゃないかというふうな気がしております。

1つずつ、先ほど言われましたように、少しでもいいから前向きにそういった町民との対話も設けながらやっていただきたいなというふうに思っています。

でなければ、今本当に大震災というものが発生した場合には、どういふふうに対処していかもわからない状況が生まれてくるやに思います。

そういったものも含めまして、こういった組織のあり方というものをさらに見つめ直していただきたいというふうに思います。

それに対しては、非常に職員の、今現在職員も176名ですか、203名の方、18年につきましては203名で、今、176ということで27名、通常からいきますと10何名多いというような話でございます。

現実的に退職前の退職者というものが、勧奨による退職者というものが非常に多ございます。そういった対応もございます。

そういった少ない現在、町長が言われましたけど、町政運営方針の中でも書いておられましたけど、この集中改革プランも進んでいますよという形を言われましたけども、実際的にはそういった前倒しの勧奨があったということで人件費の削減というような形であるわけです。

しかし、それは裏を返せば、先ほど言ったような形の対応する人間がどんどん減っていく。

それともう1つは、年配者といいますか、そういった職員の年齢層というものが極端に少なくなってくる年代があるやに思います。

ですから、そこら辺のところも改善しながらやっていただきたいなあというふうに思います。職員の評価も大切でしょうけど、そういった形、ものの発想の考え方というものも大切にしていきたいと思います。

それらにつきまして、町長の答弁をいただきまして質問を終わりたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** いろんなのがいっぱい入っております、どれからと思っておりますが、いろんな意味で行政改革と言われております。

今、御指摘のとおり、人件費削減という形で多少は進んだという部分も十分考えられると

と思いますが、まず仕事というとらえ方ですけど、やはり例えば今、日本陸上がありますが、ああいうのはすぐ記録が出ます。100メートルは何秒ですと、1万メートルは何分でしたと。これは本来は、仕事においても難しいことは十分承知しておりますが、やっぱりそういうのは評価するシステムを、事業評価システムというのを構築すべきだと思います。

それは、人事評価という概念もございますし、やっぱり我々も公務員とはいえども、構想的なものではありますが、株式会社川南という構想からすれば事業効果があると。

では、その効果の見方かというと、最初に、年度当初に自分の仕事をどこまでやるというところを決めると、それに対して何点までいったか、何割までいったかというとらえ方ではないと思うんですが、やっぱりそういう概念は今後入れていくべきだと感じております。

ただ、現実的にそれに適合しにくい職種があるのは十分承知しておりますが、だからといって、そこを避けて通れるとは思っておりませんので、できる限りのいろんなアイデアを出していきたいと考えております。

あとの質問が流れてしまいましたけど、先ほど言われました個人の問題を含めまして、一番大事なことは住民との対話、地域のつながり、人と人とのつながりだと私は感じておりますので、一つずつできることからやり遂げていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山下 壽君） 次に、濱本義則君に発言を許します。濱本義則君。

○議員（濱本 義則君） 通告書に従い、質問させていただきます。

本定例会の冒頭に述べられました町政運営方針について、質問をさせていただきます。

日高町長が立候補されたときの旗印、温故創新でしたよね。私は私なりに古きを尊び、新しいものをつくろうよという意味だろうというふうに私なりに解釈をさせていただきました。

いろんなお話を拝聴するにつけ、まず私が期待いたしましたことは、町長みずからが事業を展開されていること、また事業以外にもいろんな方面でいろんなことに挑戦されていることをかんがみ、若さと相まって町政に新風を吹き込んでいただけると期待をしております。

しかしながら、町政運営方針を拝聴した限りにおきましては第5次川南町長期総合計画の踏襲に過ぎず、過ぎない感はぬぐえません。町長御自身の考え方、方針が全く見えませんでした。長期総合計画に沿って町政運営をしていくことは最小限守らなければならないと思っております。

しかしながら、長期総合計画にない部分で、町長は御自身独自のいろんな考え、アイデア、挑戦するお気持ちはおありだと思っております。

また、長期総合計画の中におきましても取捨選択も必要になるかとも思います。これだけは是が非でもやりたいというものがあるはずです。もしそれがないとすれば言語道断と言わざるを得ません。その一部でもいいから、ここで吐露していただきたいというふうに思います。

そこで、大きな事項につきまして2点、個別といいますか、個々に町政運営方針の中で

個々に述べられましたことにつきまして4点ほど質問はさせていただきます。

まず第1点目は、4年間町政運営に当たられるわけでございますけども、町民に対する約束事、いわゆる町長のマニフェストを明確にさせていただきたいと思います。

第2点目でございます。町政運営に当たっては、第5次川南町長期総合計画の5つの基本目標に沿っての運営と理解をしておりますが、基本目標それぞれの項目の中での最優先課題とございますか、施策、それを達成するための手段についてお伺いいたします。

個別事項、国民健康保険問題、行政改革の問題、みんなで作るまちづくりの問題、それから今まで各議員が御質問になりました自主防災組織については降壇後、具体的にお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

**○町長（日高 昭彦君）** 濱本議員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず1番目に、今回のいろいろ施政方針が長期計画にのっとったということをお聞きしましたけど、確かにそのとおりでございますが、1番目のマニフェストについては何かないのかと、独自の考えはということでございます。

選挙中に何度も何度も申しましたので、非常に心苦しいんですが、6つのことを申し上げたいと思います。

とりあえず4年間という時間をいただきましたけど、それは長いようで非常に短いもんだと思っております。いつかする、来年はするというぐらいでは、多分なかなかできないんだらうと思っておりますので、できることを始めようと思っております。

6つの方針を上げさせていただきました。ただし、これに関しましても、先ほど言ったかもしれませんが、長期総合計画と照らし合わせながら、その中で、できる、合致する点を探しながらやっていきたいと考えております。

まず6つについてですが、まず最初は口蹄疫からの地域経済の再生を掲げております。掲げさせていただきました。

これに関して、既に町民の皆様におかれまして、畜産業、いろんな形でいち早く取り組んでいただいているところでございます。今後とも、口蹄疫からの再生につきましては町民一丸となって取り組む課題だと認識しております。

2番目の、6つのうちの2番目ですが、地ブランドの創造ということをお上げております。これは、ブランドというのは通称で考えるブランド、商品と思っていただいても結構ですが、そのブランドを暮らしのブランド、特産品のブランド、観光地ブランドという、要するに本来バッグであるとか洋服であるとか、そういうブランドという言葉があるかとは思いますが、それは我々が生きていること、それ自体が商品になるという感覚でございます。

ですから、それが暮らしのブランドであり、それが商品につながった場合は特産品のブランドであると。観光につきましては、新しいそういう名所・旧跡だけではなく、生活そのものを観光資源とするという、そういうブランドでございます。

同じような言葉になりますけど、それは我々の地域の宝物だと、自分たちの生活する誇り

だと思っていただいて結構だと思います。

それから3番目には、0予算事業の導入ということで先ほどから何度も説明させていただきましたので、簡単にいきますけど、ここはもうアイデアを持ってやるしかないと感じております。

4番目は、高齢者や女性が元気に働く産業を創造すると。これは単に企業をつくるとか、そういう意味ではなくて、まずそこにいる人々の活躍する居場所をまずつくと。そして、0予算事業に多少似てはおりますが、特に高齢者の方は医療費の問題も含めまして活躍する場所がある。いろんな人と出会う場所がある、それが月に2万でも3万でも、そういうビジネスにつながればいいという意味での産業であります。そういうものをいろいろ考えてまいりたいと思います。

5番目がトロントロン商店街の魅力創出ということで、軽トラ市だけがよくメディア等に取り上げられますが、やはりトロントロン商店街で現実に商売をされている方にとっては、それだけではない日々の収入があるわけですから、我々町民としても、私は農家の感覚が近いかもしれませんが、やはり町内で買える物は町内で買おうと。多少安いのはわかっているけど、町外に行かずに、何度かに一偏は我々で、自分たちでやっていこうという、そういうルールづくりができたらと、ルールづくりも含めていろんな仕掛けができたらと考えております。

最後には、当然、子育て環境の整備ということで、やはり子どもはいつの時代においても我々の輝く財産であると、宝であると信じておりますので、そういうことの構築を考えております。

次に、長期計画の5つの目標についての運営ということですが、将来像といたしましては、そこに書いてありますとおり、「自然と調和した輝くまち新生かわみなみ」ということで掲げてあります。

もう、ここに書いてあるとおりですが、やはりそれを実現するために、基本目標を実現するために、具体的な実施計画があるかと思っております。それも、お配りしているとは思いますが、実施計画におきましては2年間のローリング方式であると。23年から24年のまず計画を決める。そして、1年たったらまた見直すと、そういう1年1年のローリング方式を実践していくという考えでございます。

国民健康保険のこともありましたが、被用者保険、つまり社会保険、共済保険以外の農業、漁業、商業などの住民の医療を保障し、福祉を増進するという目的で被保険者の相互扶助の精神に基づき給付をするということになっております。国民健康保険税と国庫負担金の収入で運営されております。

いろんな形で医療費の抑制に努めているところでございますが、これからの高齢化社会、そして医療の高度化に伴い、ますます負担が大きくなることが懸念されております。そこにおきましては、これまでどおり、国への国庫負担金のさらなる増を、そして県や市町村、連

携してそこに訴えていきたいと考えております。

先日も、市町村会長の会で陳情するという事になっておりますが、やはり一番は医療費の削減に努めるのが一番だと考えております。

第5次川南町行政改革の柱になるものということできましたけど、行政改革大綱ということではいろんな厳しい状況を考え、予想できるのでありますが、ここで挙げるとすれば選択と集中という言葉だと思います。

御承知のとおり、行財政運営、本当に厳しい状況が予想されますし、もう既にそういう状態になっておりますが、ただ行政をストップさせるわけにはいきませんので、それにはやらなければいけない事業の優先順位をつけると、すなわち選択をすると、そしてその事業に集中的に予算を配当するという事になるかと考えております。これが、今後川南町が必要とする行政改革であると考えております。

みんなで作るまちづくりの町民の皆様とともに前進する手段、方法ということでお聞きしておりますが、やはり今マニフェスト、長期総合計画とあわせながらできることを1つずつやっていくしかないと考えておりますが、それには町民の皆様の御理解と御協力がなければ到底なし得ないことであると感じております。

私自身がこの川南、そして新生川南をつくるに当たりましては、みずからかわらなければ今後何も始まらないと感じておるところでございます。一步一步とはなるかと思えます。しかし、信念を持って町民の声を聞き、叱咤激励を受けながら皆様一人一人と同じ方向が向ける町政を心がけてまいりたいと考えております。

自主防災もよろしいんでしょうかね。（発言する者あり）

以上です。

○議長（山下 壽君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時04分休憩

.....  
午後2時14分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。濱本義則君。

○議員（濱本 義則君） 大変申し訳なく思っておりますけども、私の質問の趣旨が、私の質問の仕方が悪かったかなあと今、反省をしているところでございます。

例えば、ここで一番最初に出ておりますので、ちょっと豊かな自然と共生する安全云々というのがありますけども、その中にしょっぱなに東九州……。

○議長（山下 壽君） 濱本議員、マイクを近づけてください。

○議員（濱本 義則君） はい。豊かな自然と共生する安全安心云々とあります。

その中で、しょっぱなに東九州自動車道云々てのがありますから、例えばこの豊かな自然と共生する安全安心なまちづくり、この項目のところでは、例えばこの最初に出てきてい

ますから、今度できますいわゆるパーキングエリアの活用はこうするよと、そういうふうな答えが欲しかったというふうに思っておりますけども、例えば、最初に出てたから言っただけでありまして、それはまた先、またぼちぼち質問させていただきます。

続きまして、個別に、これは単刀直入、すぱっといってすぱっといって終わりですから簡単です。

まず個別に、この町政方針の中に入れております個々の問題について御質問をさせていただきます。

川南町国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

この問題は長年の懸案の事項でございます、いろんな策を講じているようでございますけども、なかなか実行がついてきておりません。ついてこないのが現状ではないかというふうに思っております。町長は、今現在の川南町国民健康保険の現状をどのように認識され、どうすればこれが正常な運営になるだろうかあとというふうなお考えがあればお聞かせを願いたいと思っております。

**○町長（日高 昭彦君）** 国民健康保険事業の御質問でございますが、御指摘のとおり、現状といたしましては本当に厳しい状況を迎えております。

税率も3年前に上げたということで、今問題となっておりますのは1つには収納率のこと、それから医療費が高騰しているということで、結局今までつくっていた基金も非常に危うい状況があるということが想定されております。

もう本当に、方策としては1つは医療費を抑制すること、そしてもう1つは負担率のことを国に要望することをずっとここ何年もやってきておるようでございます。特効薬的なものが見つからず非常に苦慮しているところですが、詳細につきましては町民課長に補足説明させます。

**○町民課長（黒木 秀一君）** 今の状況なんですけど、今年度は特に税率等はかえませんで、去年と同様な税率で算定しまして税を確定したんですけど、来年度以降、大変、収入等所得等が減って大変、会計等厳しい状況でありますけど、現在、基金が1億2,000万ほどあります。

それと、今年度の余剰金等で少し基金に、まだ確定してませんが、基金に積めるような金額が出てくるとおられますので、それらを利用して、来年度以降の税額に対して、それを使って少しでも急激に税額を上昇させないような感じで、補填して調整していきたいと思っております。

以上です。

**○議員（濱本 義則君）** 今、担当課からの御説明もありましたけども、最悪の事態のときには、皆さんも御存じのように基金もほとんどゼロに近くなり、これはまだ出てませんが、実際、これは健康保険が行き詰った場合は何か一時県からも借り入れができるというような話を聞いておりますけども、その借り入れもしなければならぬんじゃないかという事

態にも追い込まれたやに聞いております。

ましてや、最近では一般会計からの繰り入れも非常に多くなっております。この一般会計の繰り入れが非常に多くなるということは、ほかの事業に金が使えなくなるということで非常に苦慮しているものでございます。

私は、2年ぐらい前からだったでしょうか、担当課のほうといろいろお話をさせていただきながら、この国民健康保険自体の運営の方法をかえることできないのだろうか。

といいますのは、数の力と申しますように、これ町単でやるんじゃなくて、ある程度広域でできるようなシステムづくりを何とかお願いできんもんじゃろうかというようなことをお話したことがございます。

そのことにつきまして、可能性と町長のお考えをちょっとお伺いいたしたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 御指摘のとおりでございまして、県内でも、ほかの町村でも非常に大きな問題となっているところでございます。全国的にも、これはもう広域でやるしかない、国にある程度の構造をかえていただくしかないというのが全国の市町村会での要望になっておりますし、今後、そういう形で取り組まれるところがあるやも聞いておりますので、詳細については町民課長が補足いたします。

**○町民課長（黒木 秀一君）** 濱本議員の御質問にお答えします。

平成22年の12月に国の通知によりまして、宮崎県国民健康保険広域化等支援方針という案が示されております。それによりまして、現在行われてます後期高齢者医療制度のように、宮崎県を1保険者とした広域化という考え方が国から示されております。

ただ現在、国のほうが後期高齢者を廃止してそれをまた国保の会計の中に入れるという考え方であるようですが、現在まだ後期高齢者医療制度についても廃止という通知等はまだ来ておりません。その関係で、まだはっきりしてませんが、今後国の動向等を確認しながら、広域化については県内各市町村、国保連合会等の協議を行って行って検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議員（濱本 義則君）** 広域化したからメリットが出たとか、広域化してまずかったなあとか、これはまあやってみなければわからないことではございまして、これやる場合にこういうことになってるんだけどなあということがあれば、やっぱり我々もニュースをいろいろさきに知りたいし、それをまた町民とも話をしたいし、ということでぜひそういった情動的は素早くお願いいたしたいなというふうに思っております。

次に、移らせていただきますけども、次に触れられていることの1つに、さらなる行政改革に取り組むというふうにしてらっしゃいます。

まず第5次行政改革大綱を模索されるということになっておりますけども、現在、町長が第4次川南町行政改革大綱に基づく集中改革プランの達成率、それをどのように評価され、それを第5次行政改革大綱に反映なさるおつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 町政運営方針で述べさせていただきましたけど、人件費の削減とか、そういう面で多少は効果が出ていることと感じておりますが、具体的な数字なり、今後の詳しいことについてはまだ承知しておりませんので、また後ほど補足説明をさせていただきますが、先ほども申しましたけど、選択して優先順をつけて、そして、そこに集中して行うということで覚悟を決めて取り組むことしかないのかなと考えております。

では、総務課長に補足をお願いします。させます。

○総務課長（吉田 一二六君） 濱本議員の御質問にお答えいたします。

集中改革プランの実績でございますけども、この中身に関しましては基金の状況とか地方債、それから職員数の減とか、そういう目に見えた実績は出てきておるんですけども、なかなか数字にあらわしにくいところもございます。

そのようなことを踏まえまして、第5次の改革の中では今年度中にまた事務改善委員会等を開催をしながら、具体的な取り組みを行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 実際、今、全く総務課長の申されたとおりでというふうに私も認識いたしております。

この行政改革並びに財政改革、これをハード面とソフト面というふうに分けた場合、私の意識ではハード面では70%ぐらい達成なのかなあというふうに私は認識しております。全く今の総務課長のおっしゃったように、まだ目に見えない部分、ソフト部分、それが非常におくれてるのかなあというふうな認識は持っております。

先般、平準化とか、ワンフロア化とか、スリム化という名のもとに機構改革が行われました。しかしながら、その効果というものは、全く出てないんじゃないかなというふうに思っております。組織の硬直化、そういったものの解消には全く有効に働いてないと思われおります。

町民サービスの向上、人材の共有、縦割り行政の打破を目的にもっと大胆な機構化かをする必要があると思われませんが、それが行財政改革に大きく貢献するものというふうに私は思っておりますけども、そういう面で何かお考えがありましたらよろしく願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘の点でございますが、まずは組織に関しましては一番効率のいい形を模索してつくり上げるというのが理想であり、目標であるかと思います。

現在、地方自治体におきましては全国の市町村とほぼ同じような形をつくっているというのが現状ではございます。

ただし、やはりそこもチーム川南という方針からすれば、川南にあった組織をもう一度つくり直す必要はあると思っておりますが、それが今すぐというのはなかなか今答えづらいんですが、将来的には当然そこも検討して、例えば職員の中にも専門的な知識を要する部署もありますし、スピードを要する部署もあります、それは事務的という意味であります。

そういうことも含めまして、本人たちの意向も聞きながらやはり組織というのは常に動く

もんだと思いますので、改革していく必要は十分あるかと考えております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 先だって、ある課長とお話させていただいたときに、いろんなこういうお話をさせていただいたときに、こういう言葉が出てまいりました。「そういうのは、どこの全国町村例がないのよなあ」という言葉でございます。何で例がなかったらやったらいかんのかというのが私はもう常に頭にあるんですね。

例がないからやる、で失敗する、それでまたやる、これで私はいんじゃないかなというふうに思っております。

そういう意味で、特に町長まだお若いんですから、大冒険をなさって大胆な機構改革をお願いしたいというふうに思っております。

それで、次に移らせていただきます。

町政運営の方針の中で、みんなでつくるまちづくりと、町民の皆様とともに前進するというふうに結ばれておりますが、この言葉は言うのは非常に簡単。この言葉非常に響きがいいんですね、町民の皆さんが。ところが、なかなか実行が伴わない。というのが、この言葉じゃないかというふうに思っておりますけれども、これを実現するための何かいい名案というか、方法というか、何かございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 素晴らしい御指摘で、まさに仰せのとおりだと思いますが、町民とともにということですが、まずは我々職員が町民と近い存在であるということから始める必要があるかと思えます。

距離感をなくして、つながりを求めて、そして職員の意識改革を図りながら、先ほども御指摘がありましたけど、前例がないと。だから、私の個人的な考えが十分入っておりますが、日本一ユニークな町にするためには前例がないことをまず川南町がやるという覚悟は決まっております。

1つ1つをとらえますと、なかなか具体的にものが言いづらい場面ではありますが、やはり考え方として今議員が言われたように、じゃあどうするのかというのを1つ1つかみ砕きながら、町民に問いながらできることからまずは私はあいさつからだと思っております。役場に来て、役場の職員が、ま、さすがに「いらっしゃいませ」と言うわけにはいかないでしょうけど、「おはようございます」とか、「こんにちは」とか、みずから言ってくれるようになればまた何かが始まるのではないかと考えております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 今、町長の仕方もあいさつからという話でございますけれども、非常に素晴らしいことだというふうに思っております。

ただ、これだけではちょっと終わらないんじゃないかな。先ほど末端行政の問題にちょっと触れられました。今までいろんな形でやっております、途中で必ず挫折している。これ何なんだろうというのを執行部が検討なさったことがあるのかなあというのが私は1つ、い

つも危惧して、思っているわけですね。

何でこう失敗するのかな、これは何が原因だろうというのを検討なさったのかなあというのが1つあります。

私が思いますには、この末端行政、この振りかぶりますと、非常に尻込みするといいますかね、町民がね、そういうのがあるんじゃないかなというふうに思いますけども、その中にありまして、やはり自治意識の低さといいますと町民の方に対して申し訳ないんですけども、あるんじゃないかなあ。先ほど投票率の問題も出てましたけども、あるんじゃないかなあというふうに思っております。

自治意識を高揚させるような手段を講じながら、また言うことながらやれば、いわゆる協働社会というものが実現するんじゃないかなあというふうに思っております。

私は常日ごろ思っておりますことに、この手助けしてくれるのが自治基本条例なり議会基本条例であろうというふうには思っておりますけども、そのことについて何かいい手立てというか、そういうものがあったらお話しいたきたいと思うんですけど。

**○町長（日高 昭彦君）** 今の質問ですが、御指摘のとおり、自治意識、非常に大事なことだととらえております。

簡単そうで非常に難しいことではあるかと思いますが、やはりいつも何かをしてもらうと。住民側からしたときに、私も住民の1人であるとしたときに何かをしてもらう。何かをしていただくという感覚じゃなくて、やはりみずから自分たちも参加する、参加できるような、そういう組織をまずつくることが先決だと思いますが、それには先ほどと重なりますが、職員と住民との距離感、つながりというものが大事になるのではないかなあとは思っております。

例えば、祭りに例えますと見に行くという表現をしますが、祭りでいえば参加すると、一緒にみこしを担ぐと、そういう感覚で、そこらから行くしかないなと思っております。先ほどの末端行政に関しましては、過去から、もうかなり昔からいろんなことで取り組まれているけど、まだ達成してないとも聞いております。

内部の検討に関してはまだ詳しく私も聞いておりませんので、補足があれば総合政策課長にさせますが。（発言する者あり）

では、以上です。

**○議員（濱本 義則君）** この自治意識の問題ですね。これ私がなぜこう言うかといいますと、次の自主防災組織、これも非常に大きな絡みが出てくるというふうに思ってるんです。

と申しますのが、各議員触れられましたように、東日本の震災のことで、今どの自治体もやっきになってそういうことを模索しておるわけでございますけども、今度の地震で町民といいますか、の方がまず何とおっしゃったか。一番助かったのは隣近所の人たちの手助けだ。それはね、やっぱり行政の方も必死になっておやりになりますよ。そらもう、自分の命を落として皆さんに一生懸命、報道した女性職員の話も聞いております。

しかし、それには限りがあるわけですね。一番頼りになるのは、やっぱり隣近所の人の手助けだというふうな町民の声も聞いております。

そういう意味合いでも、この自治意識、いわゆる末端行政、これは非常に早急に取り組まないかん問題だろうというふうに思っておりますので、よろしく願いするといたしまして、次に最後になりましたけども、自主防災組織についてお伺いいたします。

この自主防災組織、本当のあり方と川南の現状、これをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○町長（日高 昭彦君）** 今、自主防災組織についての御質問ですが、結局頼りになるのは隣近所の力だと今議員が言われたとおり、前回の通浜での要介護者の訓練におきましてもやはりこちらから迎えにいつて乗せるというのは、今回の津波でも体験されたと、いろいろ勉強させていただきましたけど、10分程度で津波が到達すると、早いとこで数分で来ると、そういう現状を考えますと、役場から通浜に行って人を乗せていけるというのは物理的にももう不可能であるというのは、もうすぐわかると思いますので、やはり隣近所のそういった方々の力がなければ本当にこれはなし得ないことだと思っております。

川南町におきます現状につきましては、まさしくその通浜地区、18地区に1つ、組織されているのが現状でございます。

ただ、今後はそういう、自治意識と重なる部分もございしますが、やはり自分たちの地区は自分たちの家族は自分たちの地域の人自分たちで守ろうという、そういう意識を持って全地区に広げていく考えでございます。

以上です。

**○議員（濱本 義則君）** 今、川南では自主防災組織が通浜と通山ですか、両方入ってますかね。（「浜だけ」と呼ぶ者あり）浜だけです。というふうにお答えいただきましたけど、こないだの総務課の何か説明会の中では市納にもあるように聞いておりましたけども、それから、それはよろしいとして、実はここに朝日新聞、5月28日付自主防災低い組織率という記事が載ってたわけです。

県平均で63%、全国36位です、宮崎県ですね。皆様にちょっと、役場の方にちょっとクイズを出させていただきますとね、川南町組織率何%でしょうか。

**○総務課長（吉田 一二六君）** 濱本議員の御質問にお答えしたいと思います。先ほど町長が申しましたとおり、災害対策基本法第5条でやっております任意の自主防災組織ですね、これに関しましては通浜地区の1カ所だけでございます。

それから、率にしますと4%になるということでございますが、新聞報道で掲載されておりました100%についてでございますけども、これにつきましては県庁から消防、防災、震災対策の現況調査ということで、調査依頼が来ておりました。

この中で、分館関係につきましては、一応情報の伝達手段としまして情報伝達網を利用させていただくということで、一応防災組織ということで回答しておりました。

それが今回の報道の自主防災組織としてなっていったようでございます。実際には18地区の1カ所であるということでございます。

実施計画にも出しておりますように、これの目標を少しずつ今回東日本大震災が出ましたので、よりよくできるんじゃないかなあとと思ひまして、目標にしましては4カ所までふやそうという計画で今進めているところでございます。

以上です。

○議員（濱本 義則君） この数字が、川南町の世帯数が6,585、自主防災組織数が24、組織世帯数が6,585、組織率100%というふうに記載してあるわけですね。

これ私、見ましてね、私もまあ、振興班に入ってます。4分館の運営委員会にもちょこちょこ邪魔させていただいておりますけども、これ何を意味してんのかなあと、これは24分館があるから、これ出しとくと、これくらいの意識なのかなあと私は愕然としたわけです。

先だっの去年でしたか、ハザードマップができたときも、ここで質問させていただきましたけれども、いかに町の危機意識が薄いかということを私は物語っている数字じゃないかなあというふうに私は理解をいたしました。

今度、防災マップについても見直しされるようでございますけども、本当にこういったものを町民に実際直接関係する事柄については、役場の職員が自分の足で歩いて確認せんことには本当のことはわかりません。何ぼ知識のある人間だっ、川南のことはわからんわけです。

だから、今度のそういうことのとときには、必ず自分たちの足で動いていただきたいなあというのがもう本当に常日ごろ思っていることでございます。

そうすれば、先ほど林議員の御指摘になりました避難道の問題なんていうのは、ああいうのは出ないはずなんです。それは専門家に、こないだのハザードマップなんかは専門家に丸投げしとるもんやから、今度もこんなことはわからんわけです。

ただ、それを自分たちの足でそれを確認しておけば、それがハザードマップの中に反映されるはずなんですよね。

それが全くできてないということは、町の危機管理というのがいかにずさんかというのがこの毎日新聞の報道であらわれてるんじゃないかなあというふうに思いました。

以上、質問をさせていただきましたけども、少々時間がございます。参考のために町長の0予算の問題、このことについてもう一偏確認をさせていただきたいと思ひます。

これは私、実際体験したといいますか、見聞きした話でございますけども、今もう恒例になっておりますフェスティバル・イン・トロントロン、これができたときが有志10人ぐらいで恐らくやってるはずで。

そのときにどうしたかという、自分たちで金は稼ごうよ、事業の助成は要らんよと、自分たちで金は稼ごうと、ただ場所がないなあ。場所、運動公園でしようよということになったわけですが、当時、運動公園はそういうものには貸しませんという、何かあったら

しんですね。それで何遍足を運びましたか。その当時の社会教育課長だったと思いますけども、その方が大英断で、ほんならいいよ、使っていいと、条件つきましたけども、そういう形になったというふうに聞いております。

そこで結果が120万の赤字、2年後から町がある程度助成していただいたというふうに聞いております。

結局、こういう自分たちの、自分たちでやろうよと、やる気のある人間には何ぼでも助けやるよという形の方針だというふうに理解してよろしいんですかね、いわゆる0予算の問題ですけど。

○町長（日高 昭彦君） はい、まさしくそのとおりでチャレンジしていただいて、先が見えるものに関しては集中して予算もつけていく方向で考えております。

まずはみずから動くということを大前提として考えたいと思っております。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 冒頭から町長には非常に大変失礼なことを申し上げましたけども、期待しているのの裏返しだと思ってお許しいただきたいと思っております。

なお、今もいろいろ御提案しましたことにつきましては、御検討いただくことにつきましては御検討いただき、これだめだよということに対しては直接、これちょっと待ってくれよというふうな御返事いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（山下 壽君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後2時46分閉会

---